

ディスクロージャー2015

平成 26 年度 経営情報
(平成 27 年 3 月末現在)



君津信用組合

もくじ

ごあいさつ・・・・・・・・・・・・	1	貸出金業種別残高・・・・・・・・	*19
事業方針・・・・・・・・・・・・	2	貸出金種類別平均残高・・・・・・・・	*20
平成26年度事業概要・・・・*	2	貸出金使途別残高・・・・・・・・	*20
事業の組織・・・・・・・・*	3	消費者ローン・住宅ローンの残高	・20
役員一覧・・・・・・・・*	3	貸出金償却額・・・・・・・・	*20
監査法人・・・・・・・・*	3	貸出金利区分別残高・・・・・・・・	*20
組合員の推移・・・・・・・・	4	定期預金種類別残高・・・・・・・・	*20
当組合のあゆみ・・・・・・・・	4	担保種類別貸出金残高・債務保証見返額	*21
トピックス・・・・・・・・	5	有価証券種類別残存期間別残高	・*21
店舗一覧・・・・・・・・*	5	有価証券種類別平均残高・・・・*	22
決算関係書類		公共債窓口販売実績	・*22
貸借対照表・・・・・・・・*	6	貸倒引当金の内訳	・*22
損益計算書・・・・・・・・*	7	リスク管理債権及び同債権に対する保全額	*22
剰余金処分計算書・・・・*	7	金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額	◎23
貸借対照表注記・・・・*	8	代理貸付残高の内訳	・*24
損益計算書注記・・・・*	13	経営管理体制（リスク管理体制・法令遵守体制）	・*25
会計監査人の監査・・・・	13	中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	*26
代表理事による適正性、有効性の確認	・13	苦情処理措置・紛争解決措置等の概要	・*28
粗利益・業務純益・・・・	*14	自己資本の充実の状況	・*30
受取利息及び支払利息の増減	・*14	犯罪収益移転防止法	・*40
役務取引の状況	・*15	反社会的勢力基本方針、利益相反管理方針	・41
その他業務収益の内訳	・*15	保険募集指針	・*42
経費の内訳	・*15	キャッシュカード偽造・盗難等の補償	・43
主な経営指標の推移	・*16	内国為替取扱実績	・*44
自己資本比率（単体）	・*16	当組合の子会社	・*44
資金運用勘定・調達勘定の平均残高等	*17	主要な事業の内容	・*44
総資産利益率	・*17	手数料一覧	・*45
総資金利鞘等	・*17	業務のご案内	・*46
1店舗当たりの預金、貸出金残高	・17	地域密着型金融の取組の状況	・*48
子会社・子法人等株式及び関連法人等で時価のあるもの	*17	第53期通常総代会のご報告	・*51
有価証券の取得価格、時価および評価損益	*18	総代会の仕組と役割	・*52
職員1人当たりの預金、貸出金残高	・*18	総代のご紹介	・*54
預貸率及び預証率	・*18	役員等の報酬体系	・*55
預金種目別平均残高	・*18	地域貢献プログラム	・*56
財形貯蓄残高	・*18	振り込め詐欺防止への取り組み	・61
預金者別預金残高	・*19		

商品有価証券、オフバランス取引の状況、先物取引の時価情報、オプション取引の時価情報、外国為替取扱高、公共債ディーリング実績については取扱または残高はございません。

このディスクロージャー誌は、協同組合による金融事業に関する法律（協金法）第6条第1項において準用する銀行法第21条に基づいて作成しております。

「*」印は協金法施行規則第69条に定められた法定開示項目、「◎」は金融再生法に定められた法定開示項目です。

ごあいさつ

組合員の皆様には平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

平成 26 年度の我が国経済は、安倍内閣による「大胆な金融政策」や「機動的な財政政策」を受けて総じて緩やかな回復基調を示しました。

しかし、個人消費を見ると、上半期においては、消費税率の引上げに伴う反動減や夏の天候不順、輸入物価の上昇などにより景気回復の停滞が懸念されましたが、雇用（失業率低下）・所得（賃上げ）環境の改善とその期待により持ち直してきております。また、大企業を中心とした企業業績の回復により、設備等への投資意欲も高まりつつあることから、「民間投資を喚起する成長戦略」の実施による本格的な規制・制度改革による促進が期待されるところです。

地域経済を見ますと、県内の中小企業においても一部に業績回復が見られてきたものの、多くは未だ経済回復の実感に乏しく、むしろ原材料や仕入価格の上昇、人手不足等により業況の回復が遅れているのが現状です。受注・売上の停滞や減少、企業間の受注競争の激化、利幅の縮小などが経営課題として挙げられており、自社の業況回復には数年を要すると予測しています。

当営業区域においては、市原市の土地区画整理事業（姉崎駅前、新田・下宿、北五井、八幡宿駅東口）の進捗、金田総合高速バスターミナル整備工事本格開始、イオンモール木更津のグランドオープン、千束台特定土地区画整理事業の一括業務代行業者決定（平成 30 年共用）、久留里地区都市再生整備計画、富津市浅間山高速バスストップ事業（平成 30 年供用）、袖ヶ浦駅海側特定土地区画整備事業の進捗、JR 袖ヶ浦駅（平成 27 年度完了）整備事業、南房総市白浜コミュニティセンター建築など、地域に根差した事業が進展しています。更に、国土交通省が発表した 1 月 1 日時点の地価公示価格では、全用途平均の県内平均変動率（増加）第一位は君津市 4.9%（前年第一位 3.1%）、第二位木更津市 2.8%（前年第二位 1.9%）、第十位袖ヶ浦市 0.4%（前年第一位 0.2%）、第十五位市原市 0.2%（前年第十三位△0.1%）、第十七位館山市 0.0%（前年第七位△0.3%）となるなど地価も回復傾向にあります。

当組合では、このような経済環境の中、地域金融の円滑に資するため、事業資金融資への取組みを重点施策として営業してまいりました。中小企業の資金繰り支援とコンサルティング業務に注力する一方、預金は「定期預金プレミアム・チャンス II」を推進することで、期末において預金残高 1,185 億円、貸出金残高 715 億円と、預金の純増 30 億円、貸出金の純増 11 億円を見ることができました。収益面では、適正な償却・引当を行った結果、業務純益 1 億 78 百万円、当期純利益 1 億 88 百万円を計上し、市場金利の低下が継続するという厳しい経営環境において、12 期連続で利益計上することができました。更に、不良債権比率は 4.05%まで改善し、自己資本比率はバーゼル III を踏まえた新国内基準においても 9.08%を確保しております。

組合員の皆様には、出資配当率を 3.0%とさせていただき、更なる自己資本の充実を図りたいと考えておりますので、何卒ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

当組合は、役職員ボランティアを推奨し積極的に地域の皆様との関わりを深めることで、地域金融機関としての知見を地域の活性化・地方創生に活かしてゆくとともに、これまで通り本業に徹し、地域の金融利便性向上に努め、コンプライアンスを重視した経営をすすめて参りますので、変わらぬご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



理事長 宮澤義夫

事業方針

基本方針・・・「金融を通じて地域社会に奉仕する」基本理念とします。

お客様と地域の繁栄を第一とし、小口多数主義を基本として地域のより多くの皆様にお取引いただくことにより地域密着化を推進してまいります。

経営方針・・・法令等を遵守することで健全かつ堅実な運営を行います。

- コンプライアンスの遵守に努め、組合員や地域の皆様からの信頼を第一として経営します。
- 人材の育成に努めることで職員の資質向上とモラルの強化を図り、充実した金融機能の提供を目指します。
- 地域に密着したきめ細やかな対応により、皆様より愛される、便利で役に立つ「きみしん」を目指します。

〈当組合の27年度の取組み〉

- 企業の事業性評価やコンサルティング機能の充実による助言、行政・地元団体との連携による施策や補助金等の情報提供と支援など付加価値の高いサービスを提供するとともに、「事業資金」を中心とした融資推進を図り、企業の経営改善・体质強化の支援に努めます。
- 当組合は、サービスの不正利用の防止（特殊詐欺、情報セキュリティ対策、反社会的勢力遮断等）に努めるとともに、真に顧客ニーズに適した商品・サービスを提供することで、顧客資産の保全、顧客保護、顧客利便性の充実を図ります。
- 組織体制のレベルアップ（内部牽制体制・監査機能・コンプライアンス体制の整備などによる経営管理態勢の強化等）に努めます。また、マネジメント・サイクル（PDCA）を繰り返すことによって、業務の維持・向上及び継続的な業務改善活動を推進します。
- きみしんの役職員は法令・規程・ルールを守り誠実かつ公正に営業活動を行うことを宣言します。経営陣による指導や様々な研修を通してコンプライアンス意識の維持・高揚に努めます。
- 主体的にボランティア活動を行うことによる地域の皆様との業務を超えた幅広い交流を通して、地域における不足・不満・要望等を肌で感じ、これらの補完に努めることで地域の活性化を目指します。

平成26年度 事業概要

○預金・積金

小口多数主義に徹底し、「定期預金プレミアム・チャンスⅡ」を中心に推進いたしました。

結果、定期預金の純増は12億98百万円であり期末総預金残高は1,185億57百万円（前期比+30億26百万円）となりました。今後も小口の取引先開拓を推進してまいります。

○貸出金

中小・零細企業の事業者や個人金融の円滑化と経営の安定化を目指し、プロパー融資並びに千葉県信用保証協会付融資を含む事業性融資を推進しました。今期は、事業性融資151億73百万円（うち、プロパー新規融資89億40百万円、千葉県信用保証協会付新規融資25億77百万円）の融資実行ができました。

結果、今年度も適正な償却引当後の期末総貸出金残高は715億6百万円（前期比+11億73百万円）となりました。今後も、更に地域に密着した金融機関となるよう努めてまいります。

○損益

安全で良質な運用資産の確保が厳しい中、役職員一丸となりまして貸出金残高の増加と経営の合理化、効率化による収益基盤の確立に努めました。職員数も最小限にとどめ資産の自己査定を厳正に行い、適正な償却、引当を行いましたところ、当期純利益1億88百万円となりました。なお、業務純益は1億78百万円（コア業務純益1億78百万円）となりました。

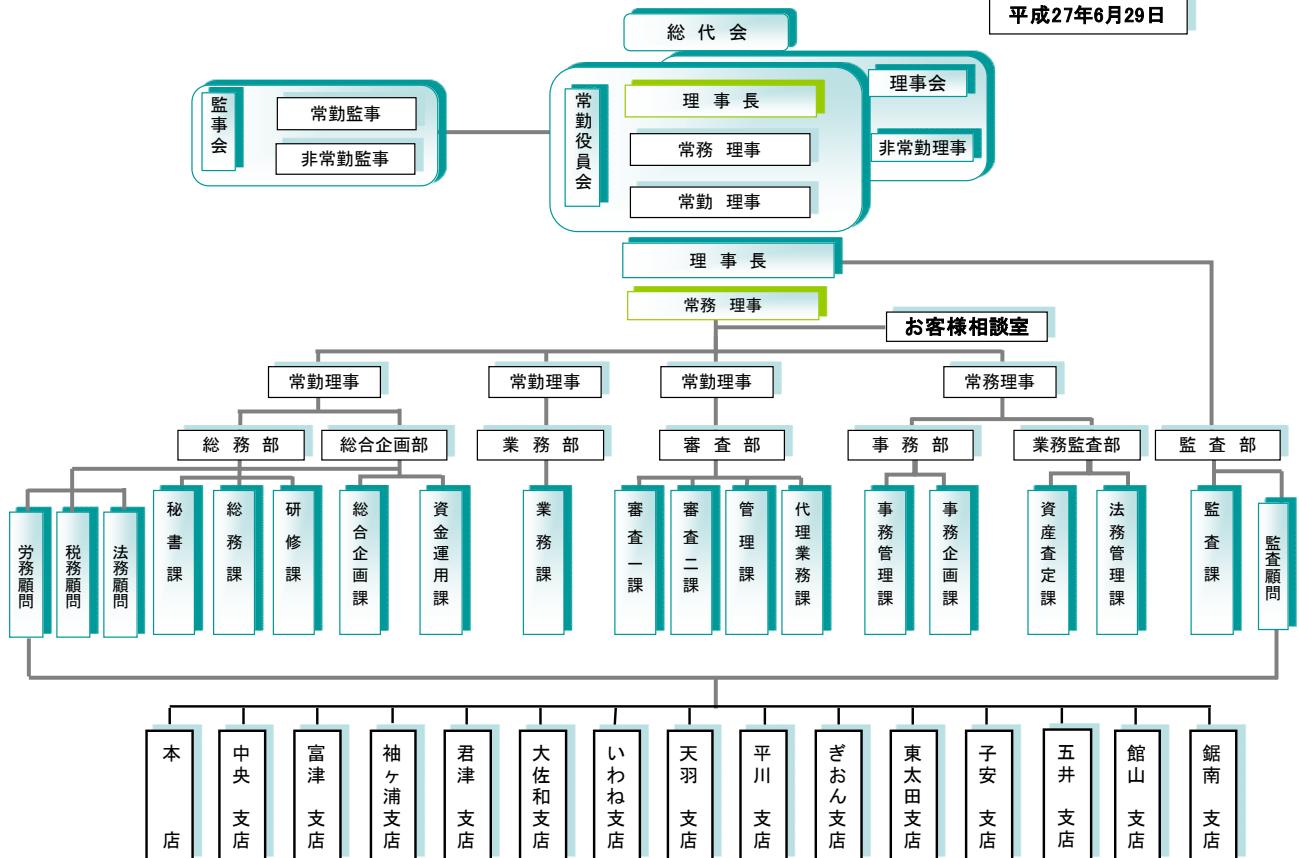
○組合員・出資金

活力ある組合を維持するため、組合員の増加と員外預金の改善に積極的に努めたところ、員外預金比率は16.18%（前期比△0.76%）、組合員数は28,040人（前期比+311人）となりました。今後も、地域で多くの信頼を得るために組合員の増加に努めてまいります。また、自己資本比率はバーゼルⅢを踏まえた新国内基準の適用において9.08%となりました。4.0%（国内基準）を大きく上回っており、資産内容の健全性は十分に維持しております。

事 業 の 組 織

君津信用組合 組織図

平成27年6月29日



役員一覧（理事および監事）

平成 27 年 6 月 29 日現在

理事長	宮澤 義夫	理事	島野 勝 (非常勤)
常務理事	小倉 三男	理事	在原 憲男 (非常勤)
常勤理事	鈴木 悟	理事	今井 定勝 (非常勤)
常勤理事	宮木 一則	理事	池田 亮惇 (非常勤)
常勤理事	佐藤 雅幸	常勤監事	永藤 和久
理事	平野 秀和 (非常勤)	監事	茂田 和毅 (非常勤)
理事	榎本 光男 (非常勤)	員外監事	宮沢 輝男 (非常勤)

※ 当組合は、職員出身者以外の理事 6 名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

会計監査人の氏名又は名称

新日本有限責任監査法人 (平成 27 年 6 月 29 日現在)

組合員の推移

区分	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末
個人	25,234人	25,284人	25,285人	25,535人
法人	2,374人	2,382人	2,444人	2,505人
合計	27,608人	27,666人	27,729人	28,040人

当組合のあゆみ

昭和37年 3月	設立総会
昭和37年 5月	創立(営業開始)
昭和52年 6月	自営コンピュータ導入
昭和56年 7月	オンライン稼動
昭和57年 2月	CD機設置
昭和59年 8月	全銀データ通信システム加盟
平成 2年 4月	安房信用組合を吸収合併
平成 3年 5月	第3次オンライン稼動
平成 4年 6月	いわね支店新築オープン
平成 4年 12月	本店新築オープン
平成 6年 5月	大佐和支店新築オープン
平成10年11月	平川支店新築オープン
平成11年 5月	ポスト第3次オンライン稼動
平成12年 3月	デビットカード取扱開始
平成12年 4月	郵便局とのATM提携
平成12年 7月	インターネットバンキング・モバイルバンキング取扱開始
平成13年12月	住宅火災保険の窓口販売開始
平成14年 6月	創立40周年記念祝賀会
平成16年 3月	証券業務認可(国債窓販業務)
平成16年 5月	アイワイ銀行とのATM利用提携
平成16年 6月	個人向け国債の窓口販売開始
平成17年 3月	きみしんTKC経営者ローン発売
平成17年 7月	五井ローンセンター開設
平成18年 3月	一時払い終身保険発売
平成18年 8月	かずさジュニアオーケストラ協賛企業参加
平成18年 12月	東太田支店 新設オープン
平成19年 2月	住宅金融支援機構「フラット35」取扱開始
平成20年 1月	子安支店 新設オープン
平成20年 7月	おまとめローン取扱開始
平成21年 2月	独立行政法人福祉医療機構と協調融資の覚書締結
平成21年 4月	千葉県農業信用基金協会と業務委託契約締結
平成22年 1月	ペイジー「収納サービス」「国庫金収納サービス」等取扱開始
平成22年 9月	創立50周年記念決起大会開催(山中湖)
平成22年 12月	きみつ少年少女合唱団協賛企業参加
平成23年 7月	創立50周年などの花会旅行(明治座観劇等)開催
平成23年 10月	創立50周年感謝の集い「加藤登紀子チャリティコンサート」開催
平成23年 11月	五井支店 新設オープン
平成24年 5月	創立50周年記念式典 開催
平成25年 11月	「藤原紀香チャリティー講演会・写真展」開催
平成26年 2月	歳入金等の窓口取扱い開始(日本銀行歳入復代理店)
平成26年 11月	なの花会設立30周年記念事業「税務・医療講演会と歌謡ショー」

トピックス

- 平成 26 年 8 月 30 日 かずさジュニアオーケストラ定期演奏会 協賛
 平成 26 年 9 月 3 日 「しんくみの日週間」献血運動 実施
 平成 26 年 10 月 4 日 第 12 回なの花会グラウンド・ゴルフ大会 開催
 平成 26 年 10 月 第 35 回海外旅行 開催
 「圓山大飯店」と「加賀屋」で過ごす麗しの台湾 3 泊 4 日の旅
 平成 26 年 11 月 9 日 かずさジュニアオーケストラ フレンドコンサート 後援
 平成 26 年 11 月 20 日 なの花会設立 30 周年記念事業「税務・医療講演会と歌謡ショ-」開催
 平成 26 年 12 月 21 日 きみつ少年少女合唱団定期演奏会 後援
 平成 27 年 6 月 29 日 第 53 期通常総代会 開催

店舗一覧表

平成 27 年 6 月 29 日現在

本 部	木更津市潮見 3-3	天羽支店	富津市湊 374
	☎ 0438 (20) 1122 (代)		☎ 0439 (67) 0522 (代)
本 店	木更津市潮見 3-3	平川支店	袖ヶ浦市横田 32-3
	☎ 0438 (20) 1111 (代)		☎ 0438 (75) 3025 (代)
中央支店	木更津市中央 2-6-5	ぎおん支店	木更津市祇園 1-1-5
	☎ 0438 (23) 5151 (代)		☎ 0438 (98) 2111 (代)
富津支店	富津市大堀 511-1	東太田支店	木更津市東太田 4-4-7
	☎ 0439 (87) 0854 (代)		☎ 0438 (97) 1111 (代)
袖ヶ浦支店	袖ヶ浦市蔵波 1939-2	子安支店	君津市南子安 7-4-12
	☎ 0438 (62) 2624 (代)		☎ 0439 (52) 1511 (代)
君津支店	君津市南久保 1-1-5	五井支店	市原市更級 1-8-1
	☎ 0439 (55) 5711 (代)		☎ 0436 (24) 3100 (代)
大佐和支店	富津市千種新田 447-8	館山支店	館山市北条 1815
	☎ 0439 (65) 1051 (代)		☎ 0470 (22) 0708 (代)
いわね支店	木更津市岩根 3-10-15	鋸南支店	安房郡鋸南町勝山 351-17
	☎ 0438 (41) 0344 (代)		☎ 0470 (55) 3811 (代)

貸借対照表

単位：千円

科 目	平成26年3月31日	平成27年3月31日	科 目	平成26年3月31日	平成27年3月31日
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現 金	4,442,214	3,673,586	預 金 積 金	115,531,047	118,557,615
預 け 金	37,651,359	40,577,355	当 座 預 金	985,385	900,240
買 入 金 錢 債 権	13,263	10,517	普 通 預 金	32,248,768	33,921,749
有 価 証 券	5,386,043	5,667,778	貯 蓄 預 金	33,532	38,284
国 債	1,999,800	2,001,800	通 知 預 金	137,124	199,932
社 債	1,420,558	1,416,090	定 期 預 金	79,994,667	81,293,308
株 式	4,060	4,060	定 期 積 金	1,916,002	1,967,869
そ の 他 の 証 券	1,961,625	2,245,828	そ の 他 の 預 金	215,567	236,230
貸 出 金	70,332,551	71,506,189	そ の 他 負 債	181,863	212,087
割 引 手 形	121,678	49,743	未 決 済 為 替 借	27,629	25,659
手 形 貸 付	1,286,927	1,017,240	未 払 費 用	81,023	95,036
証 書 貸 付	66,062,388	67,811,443	給 付 補 填 備 金	984	787
当 座 貸 越	2,861,557	2,627,762	未 払 法 人 税 等	1,512	1,522
そ の 他 資 産	513,604	490,331	前 受 収 益	10,106	9,617
未 決 済 為 替 貸	13,471	12,056	払 戻 未 濟 金	-	11,730
全 信 組 連 出 資 金	158,000	158,000	職 員 預 り 金	35,337	42,563
未 収 収 益	195,373	185,479	そ の 他 の 負 債	25,270	25,169
そ の 他 の 資 産	146,759	134,795	賞 与 引 当 金	41,243	52,100
有 形 固 定 資 産	2,481,863	2,436,201	役 員 賞 与 引 当 金	5,900	6,950
建 物	1,056,616	1,028,436	退 職 給 付 引 当 金	-	-
土 地	1,309,713	1,309,713	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	96,995	113,102
建 設 仮 勘 定	-	-	債 務 保 証 損 失 引 当 金	39	31
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	115,533	98,051	偶 発 損 失 引 当 金	536	12,164
無 形 固 定 資 産	10,464	7,762	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	3,800	4,000
ソ フ ト ウ エ ア	6,297	3,596	特 別 法 上 の 引 当 金	-	-
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	4,166	4,166	債 務 保 証	31,100	26,832
緑 延 税 金 資 産	484,293	202,155	負 債 の 部 合 計	115,892,526	118,984,883
債 務 保 証 見 返	31,100	26,832	(純 資 産 の 部)		
貸 倒 引 当 金	△ 161,302	△ 154,815	出 資 金	960,922	961,381
(う ち 個 別 貸 倒 引 当 金)	△ 147,799	△ 142,890	普 通 出 資 金	960,922	961,381
			利 益 剰 余 金	4,317,045	4,477,064
			利 益 準 備 金	906,817	924,000
			特 別 積 立 金	3,250,000	3,335,000
			当 期 未 处 分 剰 余 金	160,228	218,064
			組 合 員 勘 定 合 計	5,277,967	5,438,445
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	14,961	20,567
			純 資 産 の 部 合 計	5,292,929	5,459,012
資 産 の 部 合 計	121,185,456	124,443,896	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	121,185,456	124,443,896

損 益 計 算 書

单位：千円

剩余金処分計算書

単位：千円

科 目	平成25年度(52期)	平成26年度(53期)
当期末処分剰余金	160,228	218,064
これを下記のように処分致します。		
利 益 準 備 金	17,183	22,000
特 別 積 立 金	85,000	135,000
出資配当金(年3%)	28,637	28,897
繰越金(当期末残高)	29,408	32,166
合 計	160,228	218,064

貸借対照表 注記

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては有価証券の種類別に事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、又は、期末月1ヶ月平均に基づいた市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 25年～39年

その他の 3年～20年

4. 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 外貨建資産は主として、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の債権については、下記の直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上したものと、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を合わせて計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当しております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が一次査定を行い、業務監査部が二次査定を実施しております、その査定結果により上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 5,989百万円であります。

7. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
8. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9. 当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しております、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- (1) 制度全体の積立状況に関する事項（平成26年3月31日現在）

年金資産の額 336,481百万円

年金財政計算上の数理債務の額と
最低責任準備金の額との合計額 323,166百万円

差引額 13,315百万円

- (2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日） 0.871%

- (3) 補足説明

上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 29,865百万円及び別途積立金 43,180百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年の元利均等償却であり、当組合は、当期の計算書類上、特別掛金 19百万円を費用処理しております。

10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
11. 債務保証損失引当金は、(社)関東年金福祉協会に対する債務保証に係る損失に備えるため、同協会の債務者である住宅ローン借入者の履行状況を勘案して必要と認められる額を計上しております。
12. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
13. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
14. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
15. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 269百万円
17. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 一百万円
18. 有形固定資産の減価償却累計額 3,465百万円
19. 貸出金のうち、破綻先債権額は 487百万円、延滞債権額は 2,355百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒債却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
20. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 31百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
21. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 1百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建・支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
22. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,876百万円であります。なお、19.から22.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
23. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等及び営業用車両についてリース契約により使用しています。
24. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は 49百万円であります。
25. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。
担保提供している資産 預け金 4,000百万円
(主に、全国信用協同組合連合会へ為替決済保証金等として差入れたものです)
担保資産に対応する債務 一百万円
上記のほか、公金取扱いのために現金 2,700千円、預け金 200千円、日本銀行歳入復代理店取引のために預け金 15,700千円を担保提供しております。
26. 出資1口当たりの純資産額は 5,678円30銭です。
27. 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されており

ます。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、ローン事業管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣参加によるリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行なうことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する要綱及び運営要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、常勤役員会において決定されたALMに関する方針に基づき、ALM委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤役員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕資金運用規程に従い行なわれております。

このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行なっており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

当組合で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は業務監査部を通じ、常勤役員及び理事会において定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間1年、過去2年の観測期間で計測される99パーセンタイル値を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を（固定金利群と変動金利群に分けて、）それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた時価は、94百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

28. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計 上 額	時 價	差額
(1) 預け金	40,577	40,713	136
(2) 有価証券			-
その他有価証券	5,653	5,653	
(3) 貸出金（＊1）	71,506		
貸倒引当金（＊2）	△153		
	71,352	73,462	2,109
金融資産計	117,583	119,829	2,246
(1) 預金積金	118,557	118,488	△68
金融負債計	118,557	118,488	△68

(*1) 貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

- ① 6ヵ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。
- ② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP等)で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿簿価）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利(LIBOR、SWAP等)で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（＊1）	4
組合出資金（＊2）	168
合 計	172

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金（全信組連出資金等）のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

29. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
- (2) 満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。
- (3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に区分した株式はありません。
- (4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
株 式	-百万円	-百万円	-百万円
債 券	2,018	2,002	16
国 債	1,000	1,000	0
地 方 債	-	-	-
短 期 社 債	-	-	-
社 債	1,017	1,001	15
そ の 他	1,434	1,407	26
小 計	3,452	3,409	43

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
株 式	4百万円	4百万円	-百万円
債 券	1,399	1,401	1
国 債	1,001	1,001	0
地 方 債	-	-	-
短 期 社 債	-	-	-
社 債	398	400	1
そ の 他	811	824	12
小 計	2,215	2,229	14
合 計	5,667	5,639	28

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、投資信託について当事業年度末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。なお、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、「時価が取得価額と比較して50%以上下落した場合」であります。また、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去の価格の推移、格付等を勘案し、著しい下落かどうか検討しております。今期においては著しい下落に該当する有価証券はありません。

30. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
31. 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。
32. 保有目的を変更した有価証券はありません。
33. その他有価証券のうち満期があるものの期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年超		5年超	
	1年以内	5年以内	10年以内	10年超
債 券	1,400百万円	1,304百万円	610百万円	102百万円
国 債	1,000	1,001	-	-
地 方 債	-	-	-	-
短 期 社 債	-	-	-	-
社 債	399	303	610	102
そ の 他	405	810	823	105
合 計	1,805	2,115	1,433	207

34. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、24,231百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が24,231百万円あります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由がある時は、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶

又は契約極度額の減額することができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

35. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	863百万円
その他	130百万円
繰延税金資産小計	993百万円
評価性引当額	△782百万円
繰延税金資産合計	210百万円
繰延税金負債合計	7百万円
繰延税金資産の純額	202百万円

損益計算書　注記

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 出資一口当たりの当期純利益　195円42銭

会計監査人の監査

貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書等の決算関係書類については、「協同組合による金融事業に関する法律」第5条の8第3項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

代表理事による財務諸表の適正性 及び内部監査の有効性の確認

私は、当組合の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第53期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

平成27年6月29日

君津信用組合

理事長

宮澤義夫



粗利益・業務純益

単位：百万円

科 目	平成 25 年度(52 期)	平成 26 年度(53 期)
資金運用収益	2,305	2,143
資金調達費用	39	37
資金運用 収支	2,265	2,106
役務取引等収益	136	140
役務取引等費用	493	465
役務取引等 収支	△ 357	△ 324
その他業務収益	6	14
その他業務費用	1	0
その他業務 収支	4	14
業 務 粗利益	1,912	1,795
業務粗利益率	1.67%	1.56%
業 務 純 益	228	178

$$(注) \text{ 業務粗利益率} = \frac{\text{業 務 粗 利 益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$$

受取利息及び支払利息の増減

単位：百万円

科 目	平成 25 年度(52 期))	平成 26 年度(53 期)
受取利息の増減	6	△161
支払利息の増減	△ 4	△ 1

役務取引の状況

単位：百万円

科 目	平成 25 年度	平成 26 年度
役務取引等収益	136	140
受入為替手数料	58	62
その他の受入手数料	74	74
その他の役務取引等収益	3	3
役務取引等費用	493	465
支払為替手数料	37	40
その他の支払手数料	4	6
その他の役務取引等費用	451	418

その他業務収益の内訳

単位：百万円

科 目	平成 25 年度	平成 26 年度
外国為替売買益	-	-
商品有価証券売買益	-	-
国債等債券売却益	-	-
国債等債券償還益	-	-
その他の業務収益	6	14
その他業務収益合計	6	14

経費の内訳

単位：百万円

科 目	平成 25 年度	平成 26 年度
人件費	1,114	1,069
報酬給料手当	865	842
退職給付費用	87	85
その他の人件費	162	142
物件費	564	537
事務費	254	252
固定資産費	66	69
事業費	37	31
人事厚生費	10	8
預金保険料	78	80
その他の経費	116	95
税金	25	27
経費合計	1,704	1,635

主な経営指標の推移

単位：百万円

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
経常収益	2,806	2,617	2,558	2,507	2,652
経常利益	312	203	177	229	474
当期純利益	306	104	124	129	188
預金積金残高	107,274	111,460	113,822	115,531	118,557
貸出金残高	66,441	68,001	69,173	70,332	71,506
有価証券残高	3,492	3,438	2,861	5,386	5,667
総資産額	112,637	116,812	119,461	121,185	124,443
純資産額	4,828	4,905	5,155	5,292	5,459
自己資本比率(単体)	10.23%	9.81%	9.31%	9.11%	9.08%
出資総額	948	946	955	960	961
出資総口数	948,245 口	946,885 口	955,150 口	960,922 口	961,381 口
出資配当金	28	28	28	28	28
職員数	166 人	176 人	174 人	171 人	168 人

* 残高計数は期末日現在のものです。出資 1 口の金額は 1,000 円となっています。

きみしん インターネット

Webでカンタン ローンのお申込み



インターネットでのお申込みは金利優遇!!

 **フリーローン**
「チョイス」

 **カードローン**
「アラカルト」

 **リフォーム
ローン**
「スペシャル」

 **カーライフ
ローン**
「スペシャル」

 **奨学ローン**
「スペシャル」

<http://kimishin.jp/>

お問い合わせ先
君津信用組合 業務部
サンキューアイテゴイチエ
0120-39-1510
(代表 0438-20-1122)

資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

単位：千円

科 目	年 度	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	平成 25 年度	114,126,062	2,305,654	2.02%
	平成 26 年度	115,054,950	2,143,994	1.86%
うち貸出金	平成 25 年度	68,766,638	2,016,496	2.93%
	平成 26 年度	70,291,055	1,944,612	2.76%
うち預け金	平成 25 年度	40,475,232	158,450	0.39%
	平成 26 年度	39,143,796	127,331	0.32%
うち有価証券	平成 25 年度	4,711,598	123,733	2.62%
	平成 26 年度	5,450,415	65,232	1.19%
資金調達勘定	平成 25 年度	116,288,204	39,758	0.03%
	平成 26 年度	117,145,324	37,977	0.03%
うち預金積金	平成 25 年度	116,246,644	39,559	0.03%
	平成 26 年度	117,103,668	37,772	0.03%
うち譲渡性預金	平成 25 年度	-	-	-
	平成 26 年度	-	-	-
うち借用金	平成 25 年度	-	-	-
	平成 26 年度	-	-	-

* 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高（平成 25 年度 122,296 千円、26 年度 110,355 千円）を控除して表示しております。

総資産利益率

区 分	平成 25 年度末	平成 26 年度末
総資産経常利益率	0.18%	0.38%
総資産当期純利益率	0.10%	0.15%

$$\text{総資産経常(当期純) 利益率} = \frac{\text{経常(当期純) 利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く) 平均残高}} \times 100$$

総資金利鞘等

区 分	平成 25 年度末	平成 26 年度末
資金運用利回り (a)	2.02%	1.86%
資金調達原価率 (b)	1.49%	1.42%
総資金利鞘 (a-b)	0.53%	0.44%

1 店舗当たりの預金及び貸出金残高

単位：百万円

区 分	平成 25 年度末	平成 26 年度末
1 店舗当たりの預金残高	7,702	7,903
1 店舗当たりの貸出金残高	4,688	4,767

子会社・子法人等株式及び関連法人等で時価のあるもの

該当なし

有価証券、金銭の信託等の取得価格又は契約価格、時価及び評価損益

単位：百万円

区分		取得価格	時価	評価損益
有価証券	平成 25 年度末	5,365	5,386	-
	平成 26 年度末	5,639	5,667	-

*金銭信託、デリバティブ等商品の保有はありません。

- 1.「時価」は「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会：平成 11 年 1 月 22 日）に定める時価に基づいて表示しております。尚、時価のないものについては、帳簿価額で表示しております。
- 2.評価損益額は、満期保有目的の債券の期末評価損益を表示しております。

職員 1 人当りの預金及び貸出金残高

単位：千円

区分	平成 25 年度末	平成 26 年度末
職員 1 人当りの預金残高	675,620	698,630
職員 1 人当りの貸出金残高	411,301	421,368

預貸率及び預証率

区分		平成 25 年度末	平成 26 年度末
預 貸 率	期中平均	59.15%	60.02%
	期 末	60.87%	60.31%
預 証 率	期中平均	4.05%	4.65%
	期 末	4.66%	4.78%

預金種目別平均残高

単位：百万円

種 目	平成 25 年度		平成 26 年度	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	34,595	29.76%	34,458	29.42%
定期性預金	81,478	70.09%	82,447	70.41%
譲渡性預金	-	-	-	-
その他の預金	172	0.15%	197	0.17%
合 計	116,246	100.00%	117,103	100.00%

財形貯蓄残高

単位：百万円

項目	平成 25 年度	平成 26 年度
財形貯蓄残高	174	169

預金者別預金残高

単位：百万円

区分	平成 25 年度		平成 26 年度	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	102,197	88.45%	103,287	87.12%
法人	13,333	11.54%	15,270	12.87%
一般法人	12,646	10.94%	14,353	12.10%
金融機関	81	0.07%	83	0.07%
公金	605	0.52%	833	0.70%
合計	115,531	100.00%	118,557	100.00%

貸出金業種別残高

単位：百万円

業種別	平成 25 年度末		平成 26 年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	1,450	2.1%	1,330	1.9%
農業、林業	315	0.4%	309	0.4%
漁業	30	0.0%	30	0.0%
鉱業、採石業、砂利採取業	591	0.8%	517	0.7%
建設業	4,378	6.2%	4,671	6.5%
電気・ガス・熱供給・水道業	20	0.0%	23	0.0%
情報通信業	250	0.4%	192	0.3%
運輸業、郵便業	1,234	1.8%	1,347	1.9%
卸売業、小売業	3,800	5.4%	4,338	6.1%
金融業、保険業	114	0.2%	118	0.2%
不動産業	6,584	9.4%	8,478	11.9%
物品賃貸業	119	0.2%	139	0.2%
学術研究、専門・技術サービス業	1,278	1.8%	1,165	1.6%
宿泊業	1,575	2.2%	1,479	2.1%
飲食業	1,056	1.5%	1,206	1.7%
生活関連サービス業、娯楽業	1,746	2.5%	2,238	3.1%
教育、学習支援業	979	1.4%	875	1.2%
医療、福祉	459	0.7%	430	0.6%
その他サービス	983	1.4%	1,021	1.4%
その他産業	1,627	2.3%	1,964	2.7%
小計	28,597	40.7%	31,882	44.6%
地方公共団体	1,268	1.8%	1,065	1.5%
雇用・能力開発機構等	-	-	-	-
個人(住宅・消費・納税資金等)	40,466	57.5%	38,557	53.9%
合計	70,332	100.0%	71,506	100.0%

* 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

貸出金種類別平均残高

単位：百万円

科 目	平成 25 年度		平成 26 年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	94	0.13%	49	0.07%
手形貸付	1,479	2.15%	1,017	1.42%
証書貸付	64,313	93.52%	67,811	94.83%
当座貸越	2,879	4.18%	2,627	3.68%
合 計	68,766	100.00%	71,506	100.00%

貸出金使途別残高

単位：百万円

区 分	平成 25 年度		平成 26 年度	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	25,754	36.62%	26,412	36.94%
設備資金	44,577	63.38%	45,093	63.06%
合 計	70,332	100.00%	71,506	100.00%

消費者ローン・住宅ローンの残高

単位：百万円

区 分	平成 25 年度		平成 26 年度	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	6,065	24.85%	5,956	25.78%
住宅ローン	18,341	75.15%	17,145	74.22%
合 計	24,406	100.00%	23,101	100.00%

貸出金償却額

単位：百万円

項 目	平成 25 年度末	平成 26 年度末
貸出金償却額	21	10

貸出金金利区分別残高

単位：百万円

区 分	平成 25 年度末	平成 26 年度末
固定金利貸出	19,272	18,733
変動金利貸出	51,059	52,772
合 計	70,332	71,506

定期預金種類別残高

単位：百万円

区 分	平成 25 年度末	平成 26 年度末
固定金利定期預金	78,017	79,427
変動金利定期預金	6	6
その他の定期預金	1,970	1,859
合 計	79,994	81,293

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

単位：百万円

区分		金額	構成比	債務保証見返額
当組合預金積金	平成25年度	394	0.6%	-
	平成26年度	447	0.6%	-
有価証券	平成25年度	84	0.1%	-
	平成26年度	-	-	-
動産	平成25年度	-	-	-
	平成26年度	-	-	-
不動産	平成25年度	29,621	42.1%	28
	平成26年度	31,445	44.0%	24
その他の	平成25年度	-	-	-
	平成26年度	-	-	-
小計	平成25年度	30,100	42.8%	28
	平成26年度	31,892	44.6%	24
信用保証協会・信用保険	平成25年度	33,139	47.1%	-
	平成26年度	31,895	44.6%	-
保証	平成25年度	5,203	7.4%	3
	平成26年度	5,922	8.3%	2
信用	平成25年度	1,889	2.7%	-
	平成26年度	1,795	2.5%	-
合計	平成25年度	70,332	100.0%	31
	平成26年度	71,506	100.0%	26

有価証券種類別残存期間別残高

単位：百万円

区分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	平成25年度	1,999	-	-	-	-	1,999
	平成26年度	1,000	1,001	-	-	-	2,001
地方債	平成25年度	-	-	-	-	-	-
	平成26年度	-	-	-	-	-	-
短期社債	平成25年度	-	-	-	-	-	-
	平成26年度	-	-	-	-	-	-
社債	平成25年度	100	604	613	102	-	1,420
	平成26年度	399	303	610	102	-	1,416
株式	平成25年度	-	-	-	-	4	4
	平成26年度	-	-	-	-	4	4
外国証券	平成25年度	500	707	306	139	-	1,653
	平成26年度	300	511	610	103	-	1,527
その他の 証券	平成25年度	99	102	3	0	101	308
	平成26年度	104	299	212	1	101	718
合計	平成25年度	2,700	1,413	923	242	105	5,386
	平成26年度	1,805	2,115	1,433	207	104	5,667

有価証券種類別平均残高

単位：百万円

区分	平成 25 年度		平成 26 年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国 債	1,556	33.03%	1,789	32.84%
地 方 債	-	-%	-	-%
短 期 社 債	-	-%	-	-%
社 債	1,400	29.73%	1,424	26.14%
株 式	6	0.13%	4	0.07%
外 国 証 券	1,560	33.12%	1,712	31.42%
その他の証券	188	3.99%	519	9.53%
合 計	4,711	100.00%	5,450	100.00%

*当組合は商品有価証券を保有しておりません。

公共債窓口販売実績

単位：百万円

項目	平成 25 年度	平成 26 年度
国債・その他公共債	18	1

貸倒引当金の内訳

単位：百万円

種 目	平成 25 年度		平成 26 年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	13	△15	11	△1
個別貸倒引当金	147	3	142	4
貸倒引当金合計	161	△18	154	6

* 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

単位：百万円

区分	年度	残高 (A)	担保・保証 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (%) (B+C) / A
破綻先債権	平成 25 年度	499	464	35	100.00%
	平成 26 年度	487	451	36	100.00%
延滞債権	平成 25 年度	2,646	2,508	111	98.97%
	平成 26 年度	2,355	2,223	105	98.85%
3ヶ月以上 延滞債権	平成 25 年度	55	55	0	100.00%
	平成 26 年度	31	31	0	100.00%
貸出条件 緩和債権	平成 25 年度	182	49	1	27.47%
	平成 26 年度	1	0	0	0.00%
合 計	平成 25 年度	3,384	3,077	147	95.27%
	平成 26 年度	2,876	2,706	141	98.99%

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、①会社更生法又は、金融機関等の更正手続の特例等に関する法律の規定による更正手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記1. および債務者の経営再建又は支援（以下「経営再建等」という。）を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の未収利息不計上貸出金です。
3. 「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金（上記1. および2. を除く）です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（上記1. ～3. を除く）です。
5. 「担保・保証等（B）」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金（C）」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

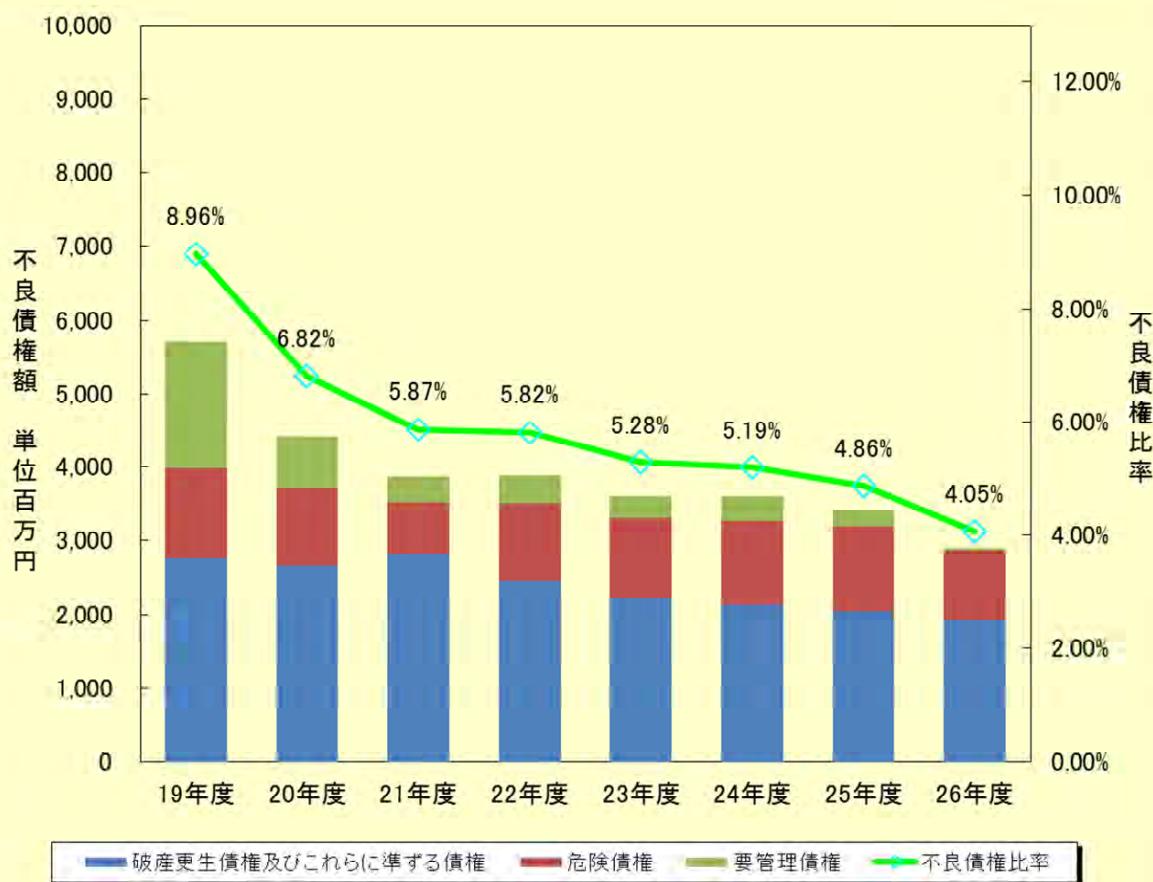
金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

単位：百万円

区分		債権額	担保・保証等	貸倒引当金	保全額	保全率	貸倒引当金 引当率
		(A)	(B)	(C)	(D=B+C)	(D)/(A)	(C) / (A-B)
破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権	平成25年度	2,040	1,927	112	2,040	100.00%	100.00%
	平成26年度	1,928	1,812	115	1,928	100.00%	100.00%
危険債権	平成25年度	1,146	1,056	34	1,090	95.11%	37.78%
	平成26年度	940	863	25	889	94.57%	32.47%
要管理債権	平成25年度	238	105	1	106	44.54%	0.75%
	平成26年度	33	31	0	32	96.97%	0.00%
不良債権 合計	平成25年度	3,424	3,089	148	3,237	94.54%	44.18%
	平成26年度	2,902	2,708	141	2,850	98.21%	72.68%
正常債権	平成25年度	67,051					
	平成26年度	68,725					
合計	平成25年度	70,475					
	平成26年度	71,627					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理先債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題のない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証等（B）」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金（C）」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
7. 金額は決算後（償却後）の計数です。

不良債権の状況



代理貸付残高の内訳

単位：千円

区分	平成25年度末	平成26年度末
全国信用協同組合連合会	-	-
(株)商工組合中央金庫	-	-
(株)日本政策金融公庫	15,977	12,146
独立行政法人住宅金融支援機構	3,809,480	3,905,338
独立行政法人雇用能力開発機構	-	-
年金資金運用基金	75,730	70,092
独立行政法人福祉医療機構	42,660	28,766
独立行政法人労働者退職金共済機構	-	-
独立行政法人農林漁業信用基金	-	-
独立行政法人中小企業基盤整備機構	600	-
合計	3,944,447	4,016,342

経営管理体制

1.リスク管理体制

経営の健全性を確保するため、多様化、複雑化した各種リスクに対応できるよう、当組合はリスク管理を重要経営課題として位置づけ、金融自由化時代にふさわしいリスク管理体制の確保に努めています。

なお、当組合は外部監査法人（新日本有限責任監査法人）による会計監査を受けております。

●信用リスク管理

信用リスクとは、貸出先の財務状況の悪化などにより、資産の価値が減少ないしは消失し損害を被るリスクのことです。

当組合では、審査部と業務部との独立性を保つつつ、審査体制と営業推進のバランスのとれた営業活動に努めています。

特に不動産担保の調査については、取扱店の調査のほか、審査部の立会い調査を義務付け、より厳格な審査体制をとっています。

また延滞債権や償却・引当については管理課が、資産査定・自己査定については資産査定課が行うよう、独立した体制を構築しています。

●市場リスク管理

市場リスクとは、金利・価格・為替等の変動により、保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクです。

当組合では、ALM（資産負債総合管理）体制に努め、安定的な収益確保とリスクの最小化を目指しております。また、資金繰りに対して支払い準備資金の適正な管理に努め健全な支払準備を行っています。

●流動性リスク管理

流動性リスクとは、組合の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常より著しく高い金利で資金調達を余儀なくされることにより損失を被る「資金繰りリスク」と市場の混乱等により市場において取引できなかつたり、通常より著しく不利な価格で取引を余儀なくされることで損失を被る「市場流動性リスク」からなります。

当組合では「流動性リスク管理要領」を制定し、日頃から金融・経済動向の把握や「余資運用規程」に基づく運用を心がけ、リスクを最小限に抑えるよう努めています。

●オペレーション・リスク管理

オペレーション・リスクとは、業務の過程、役職員の活動、コンピュータシステムの不適切、または外生的事象により損失を被るリスクです。

当組合では、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスクをオペレーション・リスクの管理対象として、常にリスクの把握・確認に努め、管理手法の改善を図っています。

2.法令遵守体制

●法令遵守（コンプライアンス）体制について

コンプライアンスとは、金融機関が事故・事件やトラブル等の未然防止を図り、法令等をはじめ内部規程や倫理を含む社会規範すべてにいたるまで、あらゆるルールを厳格に守ることで、お客様の信頼・信用を確固たるものとし、経済・社会に広く貢献していくことを求めるものです。

当組合が地域社会に信頼されるには、高い企業倫理と法令の遵守等社会の一員としてのルールを守ることは当然の責務であり、社会から批判を受けることのないよう努めなければなりません。

当組合では、コンプライアンス統括部署を法務管理課とし、コンプライアンス（法令遵守）に関わる態勢整備や推進等を担当させるとともに、法務リスク全般の管理にあたらせ、各部課には、コンプライアンス担当者を設置し、日常業務における法令遵守状況を自己点検する体制を確立しており、今後ともコンプライアンス（法令遵守）を経営の重要な課題として取組んでいく方針です。

●金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守して勧誘の適正な確保を図ることとします。

1. 当組合は、お客様の資産運用目的、知識、経験及び財産の状況や当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と金融商品の説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入（契約）は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について誠心誠意説明し十分理解していただくよう努めます。
3. 当組合は、誠実・公正な勧誘、販売を心掛け、お客様に対し不確実なことを断定的に申し上げたり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行ないません。
4. 当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行ないません。
5. 当組合は、役職員に対する社内研修を充実し、金融商品に関する知識の充実を図るとともに、適切な勧誘が行なわれるよう内部管理体制の強化に努めます。
6. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口へお問い合わせ下さるようにお願い申し上げます。（金融商品とは、預貯金・保険・有価証券等が対象となります。）

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

1. 中小企業の経営支援に関する取組み方針

当組合の主たるお取引先であります中小零細事業者は、現在、懸命に事業の継続や雇用の維持に努めております。アベノミクスによる景気回復の効果は限定的で、不透明感の増す内外経済のなか、売上げの低迷、競争の激化、人手不足など厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中あって、当組合は、相互扶助の理念に基づき、中小零細事業者や生活者に金融利便を提供するための協同組合組織の金融機関として、お取引先の経営実態や特性を踏まえた上で資金供給を行うとともに、お取引先の経営相談や経営指導・経営改善など課題解決に向けた可能な限りの支援を行うことで、当地域において円滑な金融仲介の使命・役割を果たしてまいりました。もとより当組合は、円滑化法施行以前より、通常の業務として、お取引先からの債務の返済猶予や条件変更などの相談に積極的かつ柔軟に対応するとともに、中小零細事業者に対するコンサルティング機能の発揮に全力で取り組んでおり、現在においても、これまで以上にスピード感と使命感を持って、中小企業金融の円滑化に向けてしっかりと取り組んでまいります。

信用組合の強みは、地域に密着して得られる定性情報を活かして融資等の金融ニーズに適時・適切に応じることにあります。今後、さらにこうした強みを発揮していくとともに、お取引先の経営改善・事業再生の取組みを促進するため、外部機関や専門家を積極的に活用するなど、コンサルティング機能の質をより一層高めてまいります。

以上を踏まえ、当組合は、中小零細事業者や生活者の最後の拠り所として、お取引先からの貸付条件の変更等の申込み・相談に迅速かつ適切に対応しつつ、経営支援に向けた取組みを一層強化するなど、中小企業等の金融の円滑化に全力で取り組んでまいります。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

平成14年4月に設置した審査部（審査二課）を主管部署として、各営業店に指名した再生支援担当者（主に店長）とが一体となってお取引先の経営支援等に取り組んでおります。更に、コンサルティング機能を補完するために、①千葉県産業振興センターの専門家派遣事業（中小企業診断士等）、②TKC千葉会南総支部所属の税理士及び他の税理士等の外部専門家との連携により、経営改善計画の策定・財務改善・事業承継等に取り組んでおります。基本的に審査二課と営業店との協調のもとで取り組んでおります。

更に平成24年度からは認定経営革新等支援機関として、千葉県中小企業支援ネットワーク会議・経営サポート会議等による支援活動や外部専門家・外部機関等との連携にも積極的に取り組んでおります。また、平成25年度には、10月より中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業におけるミラサポの専門家派遣事業、11月に入会した千葉県ニュービジネス協議会、平成26年2月には関東経済産業局と金融連携を締結するなど、外部専門家・機関等の活用を適宜拡大するとともに、「中小企業の経営力の向上」「地域経済の活性化」に協力して取り組んでおります。

3. 中小企業の経営支援に関する取組状況

(1) 要注意先等のランクアップへの取組および経営相談、経営改善・再生支援

当組合では、地域密着型金融の機能強化の推進において、お取引先の中小零細事業者

に対する経営相談、経営改善・再生支援機能の強化、貸出資産の健全性確保等に向けた取組みの体制整備として、審査部（審査二課）と営業店が連携を図り、本部関連部署及び営業店に経営再生支援担当者を配置し支援活動を展開しております。平成26年度は、経営相談、経営改善・再生支援の取組先として「62」のお取引先を選定させていただきました。そして、コンサルティング機能や情報提供機能を適切に発揮していくため、千葉県産業振興センター「専門家派遣事業」の利用促進、及びTKC千葉会南総支部所属の税理士及び他の税理士等の外部専門家等との連携を積極的に図っております。その結果、下記の通りの成果を得ることができました。

○ランクアップ 2先 現状維持 56先

(2) 創業支援の状況

当組合では、創業・新事業についての支援を行っております。
平成26年度一年間で9件のご利用をいただいております。

(3) 経営改善支援等の取組実績

		【26年4月～27年3月】				(単位:先数)		(単位:%)			
		期初債務者数	うち 経営改善支 援取組み先 数	α のうち期末 に債務者区分 がランクアップ した先数	β	γ	α のうち期末 に債務者区分 が変化しな かった先数	δ	経営改善支 援取組み率	ランクアップ 率	再生計画 策定率
		A	α	β	γ	δ	α/A	β/α	δ/α		
正常先	①	1429	28			26	1	2.0%		3.6%	
要 注 意 先	うちその他 要注意先	②	185	31	1	28	14	16.8%	3.2%	45.2%	
うち 先 要管理 先	③	1	1	1	0	0	1	100.0%	100.0%	100.0%	
破綻懸念先	④	51	2	0	2	1	3.9%	0.0%	50.0%		
実質破綻先	⑤	91	0	0	0	0	0.0%	-	-		
破綻先	⑥	20	0	0	0	0	0.0%	-	-		
小計 (②～⑥の計)		348	34	2	30	16	9.8%	5.9%	47.1%		
合計		1777	62	2	56	17	3.5%	3.2%	27.4%		

(注)・期初債務者数及び債務者区分は26年4月当初時点を整理。
 ・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含まない。
 ・ β には、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載。
 なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は α に含めるものの β に含めない。
 ・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合は β に含める。
 ・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理すること。
 ・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。
 ・ γ には、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載。
 ・なし正常先については正常先の債務者数に計上のこと。
 ・「再生計画を策定した先数 δ 」=「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」+「RCCの支援決定先」+「金融機関独自の再生計画策定先」

4. 地域の活性化に関する取組状況

地元の企業や団体主催の行事等への参加並びに積極的なボランティア活動を通して、地域への貢献、活性化に努めています。当組合が行なっているさまざまなボランティア活動の様子については、地域貢献プログラムをご覧ください。

苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引にかかるご苦情等を受付ておりますので、お気軽にお申し出下さい。なお、苦情対応等の手続きについては、ホームページでもご紹介しております。 URL [【http://kimishin.jp/】](http://kimishin.jp/)

* 苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをおいいます。

当組合へのお申出先

「お取引先店舗」または「君津信用組合お客様相談室」にお願いいたします。

君津信用組合お客様相談室

住 所 千葉県木更津市潮見 3-3

電話番号 0438-20-1122

受付時間 9:00~17:00

(土日・祝日および金融機関休業日を除く)



苦情等のお申し出は当信用組合のほか、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています（詳しくは、当組合お客様相談室へご相談ください。）

名 称	しんくみ相談所 (一般社団法人 全国信用組合中央協会)
住 所	〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-1
電話番号	03-3567-2456
受 付 日 時 間	月～金 (祝日及び金融機関休業日を除く) 9:00~17:00

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の了解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。



東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、当組合のお客様相談室またはしんくみ相談所へお申し出下さい。また、お客様から直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。なお、弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。

用いただけます。仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

- ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
- ② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。
具体的な内容は仲裁センター等にご照会ください。

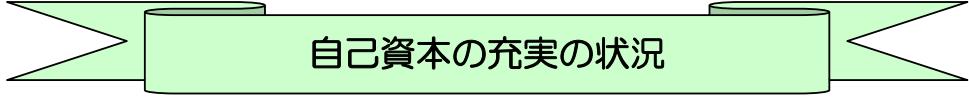
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日時	月～金(除祝日、年末年始) 9:30～12:00、13:00～15:00	月～金(除祝日、年末年始) 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金(除祝日、年末年始) 9:30～12:00、13:00～17:00

保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

名 称	生命保険相談所 (一般社団法人 生命保険協会)	そんぽ ADR センター (一般社団法人 日本損害保険協会)
住 所	〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-4-1	〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町 2-9
電話番号	03-3286-2648	0570-022808
受付日時	月～金(除祝日、年末年始) 9:00～17:00	月～金(除祝日、年末年始) 9:15～17:00

一当組合は、お客様からのお申し出について、以下の通り金融 ADR 制度も踏まえ、内部管理体制等を整備して迅速・公平・適切な対応を図り、もって当組合に対するお客様の信頼の向上に努めます。――

1. お客様からの苦情等については、本支店又はお客様相談室で受け付けます。
2. お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関係部署との連携を図り、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
3. 苦情等の受付対応に当たっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿い適切に取り扱いいたします。
4. お客様からの苦情等のお申し出は、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介し、その標準的な手続き等の情報を提供いたします。
5. 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することが出来ます。その際は、しんくみ相談所の規則等を遵守し解決に取組みます。
6. 顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況および処理指示については、業務監査部が一元的に管理します。
7. 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、規定等に基づき、必要に応じ警察等関係機関との連携をとった上、断固たる対応をとります。
8. 苦情等に対応するため、研修等により関連規定等に基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底を図ります。
9. 苦情等の内容について分析し、調査を行った苦情等の発生原因を把握した上、苦情等の再発防止、未然防止に向けた取組みを不断に行います。



自己資本の充実の状況

■自己資本の充実の状況【定性的な開示事項】について

1. 自己資本調達手段の概要

自己資本額は、当組合が内部留保として積み立てているものと地域のお客さまによる（普通）出資金にて調達しています。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

地域のお客さまによる（普通）出資金および内部留保による資本の積上げを行うことにより自己資本の充実を図っています。当組合の自己資本比率は、バーゼルⅢを踏まえた新国内基準においても、基準4%を上回る9.08%であり、経営の健全性・安全性を十分保っています。

なお、将来の自己資本充実策は、年度ごとに掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じて得られた利益による資本の積上げを第一義的な施策と考えています。

3. 信用リスク管理に関する項目

『経営管理体制』25頁「信用リスク管理」をご参照下さい。

4. 信用リスクの削除手法に関するリスク管理方針および手続の概要

当組合は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失を軽減するために、補完的措置として不動産等担保や信用保証協会による保全措置を講じています。

信用リスクの削除手法として当組合が扱う主要な担保としては預金積金等がありますが、担保に関する手続きについては当組合が定める事務規程等により適切な事務取り扱いならびに適正な評価・管理を行っております。

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

派生商品取引および長期決済期間取引は行っておりません。

6. 証券化エクスポートに関する事項

証券化取引は行っておりません。

7. オペレーションル・リスクに関する項目

(1)リスク管理の方針および手続きの概要

オペレーションル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。

当組合は、オペレーションル・リスクについて、組織態勢や管理の仕組みを整備することによりリスクの顕在化の未然防止と縮小に努めています。

(2)オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

基礎的手法を採用しております。(1年間の粗利益×15%を算出し、その直近3年間の平均値をリスク額として、これを12.5倍することによりリスク・アセット額とする手法)

8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー

または株式等エクspoージャーに関するリスク管理の方法および手続きの概要

上場株式等時価の把握できるエクspoージャーにかかるリスクの認識については、時価評価等によりリスクを計測し、当組合が抱える市場リスク等の状況を定期的に常勤役員等に報告しております。

非上場株式等時価の把握ができないエクspoージャーについては、当組合が定める運用に関する規程や要領などに基づいて適正に運用・管理に努めています。また、当該取引にかかる会計処理については、当組合が定める「金融商品の時価会計処理規程」「時価算定要領」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適切な処理を行っております。

9. リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付け機関等の名称

リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付け機関は以下の4つの機関を採用しています。

なお、エクspoージャーの種類ごとに適格格付け機関の使い分けは行っていません。

- ・R & I（株式会社格付投資情報センター）
- ・J C R（株式会社日本格付研究所）
- ・M o o d y' s（ムーディーズ・インベスターーズ・サービス・インク）
- ・S & P（スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス）

10. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針および手続きの概要

当組合では、金利リスクを「金利変動により損失を被るリスク」と定義し、その比率を自己資本額の20%以内に抑制することを目標に、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めています。金利リスク量は、信用組合業界で構築したSKC-ALMシステムを中心に、再評価法を使用し、過去5年間の金利変動データに基づく金利ショック幅により算出しております。

(2)内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算出手法の概要

金利リスク算定の前提是、以下の定義に基づいて算定しております。

- 1.計測手法 ····· 再評価法を採用しています。
- 2.対象 ····· リスクの計測対象としている銀行勘定とは、預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の市場金利の影響を受ける資産および負債をいいます。
- 3.金利ショック幅 ··· 保有期間1年、最低5年の観測期間で計測される金利変動の1パーセンタイル値と99パーセンタイル値。
- 4.コア預金 ····· コア預金とは、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって隨時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のことをいいます。
- 当組合では、流動性預金全般（当座、普通、貯蓄等）を対象に、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額、のうち最低残高である③を採用し、満期は2.5年に残高全額があると想定して算出しております。
- 5.計測の頻度 ····· 月次

■自己資本の充実の状況【定量的な開示事項】について

1. 自己資本の構成に関する事項

単位：百万円

項目	平成25年度	経過措置による不算入額	平成26年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	5,249		5,409	
うち、出資金及び資本剰余金の額	960		961	
うち、利益剰余金の額	4,317		4,477	
うち、外部流出予定額（△）	28		28	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	13		11	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	13		11	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	5,262		5,421	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの除去。）の額の合計額	-	7	1	4
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	-	7	1	4
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	26	4	16
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
前払年金費用の額	-	-	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-

信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	-	-	-	-
特定項目に係る 10% 基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る 15% 基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額（口）	-	/	5	/
自己資本				
自己資本の額((イ)ー(口)) (ハ)	5,262	/	5,416	/
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	54,060	/	56,054	/
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,737	/	△1,496	/
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの）を除く。)	7	/	4	/
うち、繰延税金資産	26	/	16	/
うち、前払年金費用	-	/	-	/
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,771	/	△1,516	/
うち、上記以外に該当するものの額	-	/	-	/
オペレーションル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,668	/	3,560	/
信用リスク・アセット調整額	-	/	-	/
オペレーションル・リスク相当額調整額	-	/	-	/
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	57,728	/	59,615	/
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)/(二))	9.11%	/	9.08%	/

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。

なお、当組合は国内基準を採用しております。

2. 自己資本の充実度に関する事項

単位：百万円

	平成 25 年度		平成 26 年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	54,060	2,162	56,054	2,242
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	55,796	2,231	57,547	2,301
(i) ソブリン向け	706	28	760	30
(ii) 金融機関向け	7,982	319	8,543	341
(iii) 法人等向け	13,491	539	15,715	628
(iv) 中小企業等・個人向け	11,879	475	11,525	461
(v) 抵当権付住宅ローン	8,204	328	7,946	317
(vi) 不動産取得等事業向け	2,728	109	2,223	88
(vii) 三月以上延滞等	1,175	47	1,033	41
(viii) 出資等	32	1	25	1
出資等のエクスポージャー	32	1	25	1
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
(ix) 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	3,006	120	3,000	120
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	158	6	158	6
(xi) その他（オフ・バランス含む）	6,432	257	6,616	264
② 証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	33	1	20	0
④ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,771	△70	△1,516	△60
⑤ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	1	0	3	0
⑥ 中央清算機関連エクスポージャー	-	-	0	0
ロ. オペレーションル・リスク	3,668	146	3,560	142
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）	57,728	2,309	59,615	2,384

(注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向

け」、「法人向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートジャーのことです。

5. 「その他」とは、(i)～(vii)に区分されないエクスポートジャーです。具体的には固定資産、投資信託等が含まれます。

6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法>

粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）×15%

÷ 8%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

3. 信用リスクに関する事項(証券化エクスポートジャーを除く)

(1) 信用リスクに関するエクスポートジャー及び主な種類別の期末残高（業種別及び残存期間別）

単位：百万円

エクスポートジャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポートジャー期末残高								三月以上延滞エクスポートジャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	
国 内	119,710	123,083	70,518	71,662	3,703	4,113	-	-	1,684	1,504
国 外	1,657	1,522	-	-	1,657	1,522	-	-	-	-
地 域 別 合 計	121,368	124,605	70,518	71,662	5,361	5,635	-	-	1,684	1,504
製 造 業	1,710	1,578	1,606	1,475	103	102	-	-	174	157
農 業・林 業	436	429	436	429	-	-	-	-	112	112
漁 業	180	174	180	174	-	-	-	-	-	-
建 設 業	6,188	6,352	6,188	6,352	-	-	-	-	219	188
金融業、保険業	41,110	43,929	160	159	3,055	2,952	-	-	-	-
卸売業、小売業	4,381	4,935	4,381	4,835	-	100	-	-	184	182
不 動 产 業	16,675	17,338	16,675	17,338	-	-	-	-	313	226
運輸業、郵便業	1,429	1,524	1,429	1,524	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	262	203	262	202	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	148	149	148	149	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	599	525	599	525	-	-	-	-	259	251
各 種 サ ー ビ ス	9,999	10,305	9,998	10,304	-	-	-	-	267	255
そ の 他 の 产 業	10,384	9,666	2,633	2,951	180	255	-	-	12	-
国・地方公共団体等	3,316	3,322	1,273	1,069	2,021	2,224	-	-	-	-
個 人	24,545	24,168	24,545	24,168	-	-	-	-	140	130
業 種 別 合 計	121,368	124,605	70,518	71,662	5,361	5,635	-	-	1,684	1,504
1 年 以 下	18,582	22,489	4,708	4,549	2,698	1,799	-	-		
1 年超 3 年以下	16,368	15,673	4,366	4,869	998	1,804	-	-		
3 年超 5 年以下	17,252	19,428	7,836	8,118	402	300	-	-		
5 年超 7 年以下	7,455	7,054	7,047	6,441	408	612	-	-		
7 年超 10 年以下	5,360	5,789	4,857	4,978	503	810	-	-		
1 0 年 超	39,857	40,122	37,607	38,913	249	208	-	-		
期間の定めのないもの	16,491	14,047	4,095	3,791	99	99	-	-		
残 存 期 間 別 合 計	121,368	124,605	70,518	71,662	5,361	5,635	-	-		

(注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2. 「三月以上延滞エクスポート」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているものに係るエクスポートのことです。
3. 上記の業種区分の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポートです。具体的には現金、固定資産、投資信託等の資産が含まれています。
4. CVA リスクおよび中央清算機関連エクスポートは含まれておりません。
5. 上記の残存期間区分の「期間の定めのないもの」は、期間区分に分類することが困難なエクスポートです。具体的には現金、出資金、固定資産、株式等の資産が含まれます。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

単位：百万円

		期首残高	当期増加高	当期減少高		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成 25 年度	29	13	-	29	13
	平成 26 年度	13	11	-	13	11
個別貸倒引当金	平成 25 年度	151	147	9	142	147
	平成 26 年度	147	142	1	145	142
合 計	平成 25 年度	180	161	9	171	161
	平成 26 年度	161	154	1	159	154

(3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

単位：百万円

業種区分	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	当期増減額		期末残高			
	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度
製造業	0	0	10	9	-	-
農業・林業	0	0	8	8	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-
建設業	9	△8	35	26	0	0
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	△1	5	14	19	0	0
不動産業	0	0	4	4	4	0
運輸業、郵便業	-	-	-	-	-	-
情報通信業	△1	△1	1	0	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	△3	△1	30	28	9	4
各種サービス	△3	△5	24	19	3	3
その他の産業	-	0	0	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-
個人	△2	7	17	25	2	1
合計	△3	△4	147	142	21	10

(注) 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポートジャーの額等

単位：百万円

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポートジャーの額			
	平成 25 年度		平成 26 年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	-	9,745	-	8,548
10%	-	5,348	-	5,818
20%	2,211	38,696	2,366	41,617
35%	-	23,439	-	22,702
50%	1,554	1,174	1,362	1,040
75%	-	15,158	-	14,607
100%	103	23,650	102	25,693
150%	-	285	-	244
250%	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	499
合 計	3,870	117,497	3,831	120,773

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポートジャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポートジャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関連エクスポートジャーは含まれておりません。
4. 「その他」の区分は、上記に分類が困難な投資信託の額です。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポートジャー

単位：百万円

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	25 年度	26 年度	25 年度	26 年度	25 年度	26 年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポートジャー	395	450	2,167	2,109	-	-

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示（平成 18 年金融庁告示第 22 号）第 45 条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポートジャー）、第 46 条（株式会社企業再生支援機構等により保証されたエクスポートジャー）を含みません。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ございません。

6. 証券化エクスポートジャーに関する事項

該当ございません。

7. 出資等エクスポートに関する事項

(1) 貸借対照表計上額及び時価等

単位：百万円

区分	平成 25 年度		平成 26 年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	-	-	-	-
非上場株式等	197	-	183	-
合計	197	-	183	-

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポート（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポートについては、非上場株式等に含めて記載しています。

(2) 出資等エクスポートの売却及び償却に伴う損益の額

単位：百万円

区分	平成 25 年度	平成 26 年度
売却益	1	-
売却損	-	-
償却	-	-

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポート（いわゆるファンド）にかかる売買損益等は含まれておらずません。なお、損益計算書における損益の額を記載しております。

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

単位：百万円

	平成 25 年度	平成 26 年度
評価損益	14	20

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません。

8. 金利リスクに関する事項

単位：百万円

	平成 25 年度	平成 26 年度
金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	101	94
自己資本に占める金利リスクの割合	1.91%	1.73%

(注) 金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当組合では、パーセンタイル値を金利ショックとして金利リスクを算出しております。

自己資本調達手段の概要

■自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	君津信用組合		
資本調達手段の種類	普通出資	非累積的永久優先出資	期限付劣後ローン
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	961 百万円	一百万円	一百万円
償還期限	—	—	平成--年--月--日
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	—	—	発行日（平成--年--月--日）より-年が経過した日以降の最初の利息支払日に残高の全部又は一部を償還可能

《ちばアクアラインマラソン 2014》

第 12 給水場（君津学園）を役職員 74 名のスタッフで運営しました。（平成 26 年 10 月 19 日）



犯罪収益移転防止法

犯罪による収益の移転防止に関する法律の改正に伴うお取引時の確認についてのご協力のお願い

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止を強化することを目的として「犯罪による収益の移転防止に関する法律」が改正され、これまで信用組合では、口座開設等の際に、お客様の氏名、住所、生年月日等について確認させていただいておりますが、平成25年4月1日から、取引を行う目的や職業・事業内容等についてもあわせて確認（取引時確認）させていただくこととなりました。

何卒、ご理解とご協力のほどお願いいたします。

お客様への確認（取引時確認）が必要な主なお取引

- ① 口座開設、貸金庫、保護預かりの取引開始
- ② 10万円を超える現金振込、持参人払式小切手による現金の受け取り
- ③ 200万円を超える現金、持参人払式小切手の受払い
- ④ 融資取引 等

これらの取引以外にも、お客様に確認させていただく場合があります。

お客様に確認させていただく事項（◎：平成25年4月1日からの追加確認事項）

確認事項		主な確認書類（原本をお持ちください）
個人のお客さま	氏名・住所・生年月日	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券（パスポート） <input type="checkbox"/> 各種年金手帳 <input type="checkbox"/> 各種福祉手帳 <input type="checkbox"/> 各種健康保険証 <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード（写真付） 等
	◎職業・取引を行う目的	窓口等でお客様の申告により確認させていただきます。
	（ご本人以外の方が来店された場合）	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券（パスポート） <input type="checkbox"/> 各種年金手帳 <input type="checkbox"/> 各種福祉手帳 <input type="checkbox"/> 各種健康保険証 <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード（写真付） 等 ※上記に加え、住民票等によりご本人との関係（ご本人のために取引を行っていること）を確認させていただきます。
	来店された方の氏名・住所・生年月日等	
法人のお客さま	名称・本店または主たる事務所の所在地	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書 等
	来店された方の氏名・住所・生年月日等	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券（パスポート） <input type="checkbox"/> 各種年金手帳 <input type="checkbox"/> 各種福祉手帳 <input type="checkbox"/> 各種健康保険証 <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード（写真付） 等 ※上記に加え、社員証等により法人のお客さまのために取引を行っていることを確認させていただきます。
	◎事業の内容	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 定款 等
	◎取引を行う目的	窓口等でお客様の申告により確認させていただきます。
	◎議決権保有比率25%超の方の有無、その方の氏名・住所・生年月日	窓口等でお客様の申告により確認させていただきます。 ※議決権保有比率25%超の方が法人の場合は、その法人の名称および本店や主たる事務所の所在地を確認させていただきます。 ※議決権保有比率50%超の方がいる場合は、その方についてだけ確認させていただきます。 ※一般社団法人等においては、代表者の方の氏名・住所・生年月日を確認させていただきます。

- ・過去に確認させていただいたお客様についても、取引を行う目的や職業等を確認させていただく場合があります。
- ・特定の国に居住・所在している方との取引等をされる場合は、過去に確認させていただいたお客様についても、上記事項の再確認をお願いすることがあります。
- ・お客様に資産・収入の状況を確認させていただく場合があります。
- ・上記事項の確認ができないときは、取引ができない場合があります。
- ・確認をさせていただいた上記事項に変更が生じた場合は、お取引のある信用組合までお申し出ください。
- ・上記事項を偽ること、他人になりますまでの口座開設や口座売買等は、犯罪による収益の移転防止に関する法律により禁じられています。
- ・詳しいことは、信用組合の窓口等にお問い合わせください。

反社会的勢力に対する基本方針

私ども君津信用組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体で迅速に対応し、対応する役職員の安全確保に努めます。

2. 取引を含めた関係の遮断

当組合は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。

3. 外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

4. 不当要求への対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

5. 資金提供、便宜供与等の禁止

当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。当組合では、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）等を踏まえ、平成22年5月24日より、普通預金取引をはじめとする各種預金規定やその他の取引の規定等に暴力団等の反社会的勢力を排除する旨の条項（暴力団排除条項）を導入することといたしました。本条項は、預金者や契約のご本人等が暴力団等の反社会的勢力である事が判明するなどした場合には、当組合の判断により契約を解除させていただく事を定めた条項です。

既にお取引いただいている場合でも、反社会的勢力と判明した場合には、解約等の対象となります。また、普通預金、総合口座、無利息型普通預金、当座預金、貸金庫の新規取引を申し込みの際は、お客様が反社会的勢力でないこと等の表明・確約をお願いいたします。本表明・確約をいただけない場合は、お取引をお断りさせていただきます。

利益相反管理方針

当組合は中小企業等協同組合法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当組合が定める組合内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当組合は、当組合がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。

2. 当組合は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。

（1）次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引

- ① 当組合が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
- ② 当組合が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
- ③ 当組合が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引

（2）①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引

3. 当組合は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。

- ① 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法

- ② 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ③ 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ④ 対象取引に伴い、お客さまとの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当組合は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。
- また、当組合は、利益相反管理について定められた法令および組合内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当組合は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。



保険募集指針

- 当組合は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
- 万一、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 当組合は、お客さまに引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについてお客さまに適切な説明を行います。
- 当組合は、取扱い保険商品の中からお客さまが適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 当組合が取扱う一部の商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客さまの範囲や保険金等に制限が課せられています。
- (1) 保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合は、当組合の組合員の方を除き、一部の保険商品をお取扱いできません。
 - ①当組合から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主等の方
(以下、総称して「融資先法人等」といいます)
 - ②従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方
- (2) 「上記(1)に該当する当組合の組合員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」を保険契約者とする一部の保険商品の契約につきましては、保険契約者一人あたりの通算保険金額その他の給付金合計額（以下「保険金額等」といいます）を、次の金額以下に限定させていただきます。
 - ① 生存または死亡に関する保険金額等：1,000万円
 - ② 疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等
 - (a) 診断等給付金（一時金形式）：1保険事故につき100万円
 - (b) 診断等給付金（年金形式）：月額換算5万円
 - (c) 疾病入院給付金：5千円【特定の疾病に限られる保険は1万円】＊合計1万円
 - (d) 疾病手術等給付金：1保険事故につき20万円【特定の疾病に限られる保険は40万円】＊合計40万円
- 当組合は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続き方法に関するご照会、お客さまからの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。
- なお、ご相談・照会・お手続き等の内容によりましては、引受保険会社所定のご連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただくこともあります。
- 当組合は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客様から寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

キャッシュカードの偽造・盗難被害等に対する補償

「偽造カード及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」(預金者保護法)が平成18年2月10日から施行されています。

当組合では次のような被害に対する補償を実施しています。

対象カード	補償の対象となる取引
キャッシュカード、 ローンカード	ATMでの預金引出、振込、 総合口座借入、ローンカード借入

● 補償内容

カードの種類	補償となる被害	取引の内容		
		お客様に過失 がない場合	お客様に過失 がある場合	お客様に重大な 過失がある場合
キャッシュカード	偽造・盗難	全額補償	75%補償	補償なし
ローンカード	偽造・盗難	最高50万円 まで補償	左記又は 75%の低い 額まで補償	補償なし

<暗証番号取扱注意事項>

暗証番号は、他人から類推しやすい、生年月日、電話番号、車のナンバー、並び数字などは使用しないでください。

- ① カードや通帳に暗証番号のメモはしないでください。
- ② ゴルフ場のロッカー等セイフティ金庫の暗証番号にキャッシュカードと同じ番号を使うと危険なことがあります。
- ③ 当組合の職員や警察官から電話で暗証番号を尋ねることは一切ありません。
不審な電話には注意してください。
- ④ ATMの利用明細は、むやみに捨てないでください。
- ⑤ 暗証番号は定期的に変更されることをお勧めします。

注) ATMで変更できますが、万一忘れた場合、本人でも照会できませんのでご注意ください。

“きみしん”ではコンプライアンスの遵守と
態勢の整備に努めています。

当組合のコンプライアンスについて

君津信用組合の役職員は、信頼され選ばれる金融機関を目指して、コンプライアンスを重視した企業風土の確立に努めています。
当組合職員が、お客様から現金や証書、通帳などを預かりする際には、必ず所定の「受取書」(預り証)をお渡ししております。「受取書」の発行がなかったり、メモ等を利用した場合には、下記「君津信用組合お客様相談室」までご連絡ください。

連絡先：きみしんお客様相談室 ☎0438-20-1122

(名刺裏面、コンプライアンスについて)

内国為替取扱実績

件数単位：件 / 金額単位：百万円

区分	平成 25 年度末		平成 26 年度末	
	件数	金額	件数	金額
振込・送金	他の金融機関向け	90,235	54,931	90,735
	他の金融機関から	123,315	58,782	131,522
代金取立	他の金融機関向け	6	6	5
	他の金融機関から	85	152	81
				126

当組合の子会社

該当事項なし

主要な事業の内容

預金業務

- 預金 当座預金、普通預金、通知預金、貯蓄預金、定期預金、定期積金、別段預金 納税準備預金、消費税完納準備預金「納くん」、無利息型普通預金「決済用預金」等を取扱っております。

貸出業務

- 貸付 手形貸付、証書貸付、当座貸越等を取扱っております。
- 手形の割引 銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取扱っております。

有価証券投資業務

- 預金の支払準備及び資金運用のための国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

内国為替業務

- 送金為替、振込及び代金取立て等を取扱っております。

外国為替業務

- 全国信用協同組合連合会の取次業務として外国為替に関する業務を行っております。
- 外国通貨の両替業務を行っております。

付帯業務

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 債務の保証業務又は手形の引受 ● 有価証券の売買等 ● 有価証券の貸付業務 ● 資金庫業務 ● 代理業務
全国信用協同組合連合会代理店業務・日本銀行の歳入復代理店業務
株式会社日本政策金融公庫・株式会社商工組合中央金庫・独立行政法人住宅金融支援機構
独立行政法人中小企業基盤整備機構・年金資金運用基金・独立行政法人雇用能力開発機構
独立行政法人福祉医療機構・独立行政法人勤労者退職金共済機構・独立行政法人農林漁業信用基金 ● 地方公共団体の公金取扱業務 ● 株式払込金の受入代理業務
商品有価証券売買業務・社債受託及び登録業務・金融先物取引等の受託等業務は取扱っておりません。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 個人向け国債の募集 ● 住宅長期火災保険等の損害保険の取扱 ● 一時払終身保険の取扱 ● ビジネスマッチング業務 |
|--|---|

手数料一覧

(消費税含む)

種類				料金				
振込	当組合本支店	自店宛	3万円未満 3万円以上	無料				
		他店宛	3万円未満	324円				
			3万円以上	540円				
		ATM扱	3万円未満	108円				
			3万円以上	324円				
		インターネット モバイル扱	3万円未満	108円				
			3万円以上	216円				
	他行	電信扱	3万円未満	648円				
			3万円以上	864円				
		文書扱 ATM扱	3万円未満	432円				
			3万円以上	648円				
		インターネット モバイル扱	3万円未満	216円				
			3万円以上	432円				
インターネット ランキング	個人向け			無料				
	法人向け	照会、振込・振替サービス		(月額) 1,080円				
		上記機能+データ伝送サービス		(月額) 3,240円				
送金	本支店							
	他行	電信扱						
		普通扱(送金小切手)						
代金取立	本支店	自店宛 他店宛						
	他行	同一交換所 における手形	即日入金	無料				
			預かり(先日付)	216円				
		その他地域	至急扱	864円				
			普通扱	648円				
その他	振込・送金・取立手形の組戻料、不渡手形返却料、取立手形店頭呈示料			648円				
当座預金 小切手帳 1冊(50枚)				648円				
約束手形帳 1冊(50枚)				1,080円				
マル専口座取扱手数料(割賦販売通知書1枚)				3,240円				
マル専手形(1枚につき)				540円				
自己宛小切手				540円				
カード再発行・通帳証書等再発行				1,080円				
残高証明書	発行手数料	1通	当組合書式	432円				
			定形外	1,080円				
夜間金庫(年額)				51,840円				
貸金庫利用料	半自動(年間)	大 25,920円	中 19,440円	小 12,960円				
	全自動(年間)	大 30,240円	中 22,680円	小 16,200円				
CD・ATM手数料(払戻1回につき)			当組合カード	県内信組				
平日18時まで(土曜14時まで)			無料	無料				
平日18時以降(土曜14時以降)日曜日			無料	216円				
両替手数料		硬貨および紙幣 数により算出。	無料	1枚~100枚				
お客様が持参又は持ち帰りの いすれか多い枚数による。			324円	101枚~1000枚				
			648円	1001枚~2000枚				
			1000枚毎に324円加算	2001枚以上				
集金手数料		集金契約書の締結条件	週1回 54,000円	月間手数料				
			週2回 75,600円					
			週3回 97,200円					
			週4回 118,800円					
			週5回 140,400円					

業務のご案内

きみしんの預金

種類	内容
自由金利スーパー定期	300万円未満・300万円以上の2種類の高利回りプラン 「定期預金プレミアム・チャンスⅡ」・「チャンス」・「年金定期500」
自由金利大口定期預金	1ヶ月から1,000万円以上の資金運用に最適
財形預金(年金・住宅)	元本550万円まで非課税
期日指定定期預金	自由金利・1年複利計算
変動金利定期預金	金融情勢の変化に応じて6ヶ月ごとに設定利率が変わる
普通預金・貯蓄預金・当座預金・定期積金・納税準備預金・消費税完納準備預金「納くん」	
・通知預金・譲渡性預金など	

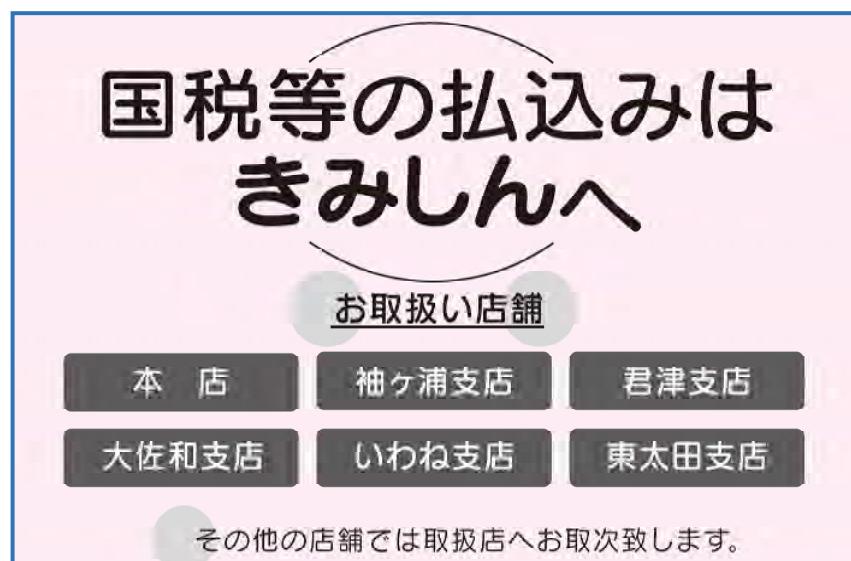
きみしんのローン

種類	お使いみち	ご融資金額
住宅ローン	住まいいるいちばん 新築・リフォーム「3年、5年、10年固定金利」「変動金利」	6,000万円以内
カードローン	カード1枚でスピードーにいつでもお使いみち自由	10万円～300万円
カードローンWeb	きみしんPocket・ピンク・アクア・アラカルト・アラカルトWeb	定額返済
ビジネスカードローン	あなたの資金のニーズにお応えします スピードーな資金調達でご商売をサポート	50万円～300万円 定額返済
フリーローン	お使いみち自由(事業資金除く) 円ジョイポケット・グッドライフルーン(事業資金除く) らくらくローン・フリーローン(事業資金除く) チヨイス(事業資金除く) 証貸組替ローン(事業資金除く)	99万円以内 200万円以内 500万円以内 ご利用中の残高以内
スピードローン	お使いみち自由(事業資金除く)	500万円以内
スピードローンWeb	Webでカンタンお申込み	500万円以内
マイカーローン	車検費用、修理費用、免許取得費用など	500万円以内
カーライフルーンプレミアム	マイカーの購入(新車・中古車)および車検・修理費など	1,000万円以内
カーライフルーンプレミアムWeb	Webでカンタンお申込み	500万円以内
教育ローン	各種学校の入学金、授業料、納付金、アパート敷金・礼金	500万円以内
奨学生ローソンプレミアム	受験費用等受験にかかる費用、入学金など入学から在学中にかかる費用	500万円以内
奨学生ローソンプレミアムWeb	Webでカンタンお申込み	500万円以内
リフォームローソンプレミアム	住宅の増改築	500万円以内
リフォームローソンプレミアムWeb	Webでカンタンお申込み	500万円以内
1,000万円以内		1,000万円以内
事業性ローン	事業資金(運転・設備)、無担保、無保証人 ビジネスエース・ビジネスパートナーズ・ビジネスローン	500万円以内
TKC経営者ローン	事業資金(運転・設備)、無担保、無保証人	1,000万円以内
税理士専与先向けビジネスローン	事業資金(運転・設備)、無担保、無保証人	1,000万円以内
信用保証協会提携融資	事業資金(運転・設備)(無担保、法人代表者以外保証人不要) ダッシュ5000、スマート3000、アクティブ1000	5,000万円以内 3,000万円以内 1,000万円以内
一般融資	手形貸付・手形(でんさい)割引・証書貸付・当座貸越	お気軽にご相談下さい。
公的融資	独立行政法人住宅金融支援機構「フラット35」・独立行政法人福祉医療機構・県制度・市制度・株式会社日本政策金融公庫・株式会社商工組合中央金庫	

きみしんのサービス

種類	内容
年金・共済自動受取	公的年金・各種共済年金の自動受取
給与振込	給料・ボーナスがお勤め先から直接口座に振込
公共料金	電気料・電話料・NHK・水道料・ガス料金自動支払
内国為替	全国の金融機関へ振込
外国通貨両替	ドル交換
ニュービジネスクラブ	企業の情報提供、人脈交流、サクセスネット(情報提供サービスの利用)
IC・キャッシュカード	安全性を重視したIC キャッシュカードの新規発行を無料化対応
ATM指静脈認証	五井支店 ATM に安全を重視した指静脈認証を取り入れました。
デビットカード	キャッシュカードで、デビットカード加盟店にて買い物ができます。
全国キャッシュサービス	全国の提携金融機関および郵便局、コンビニ、JR 東日本 ATM で「きみしん」カードがご利用できます。
でんさいネット	ペーパーレスで手続きラクラク、搬送代を削減し印紙税も非課税、支払手段を効率化できます。
しんくみお得ネット	全国の提携信用組合間での CD・ATM 利用手数料が無料となります。
インターネットバンキング・モバイルバンキング	振込・振替業務、取引明細照会業務・月額基本手数料無料
法人インターネットバンキング	個人事業主様、法人様に対応。大量のお振込みが一括で処理できます。オフィスから簡単操作で取引明細照会や税金等各種料金の払込可。
ペイメント各種料金払込サービス	税金や各種公共料金等の各種料金をインターネットから払込ができます。
ペイメント口座振替受付サービス	口座振替の手続きを印鑑なしでキャッシュカードだけで行なえます。
労働保険料等の口座振替	継続事業、単独有期事業、一般拠出金に係る保険料の口座振替納付ができます。
国税等の払込み 日本銀行歳入復代理店	本店・袖ヶ浦支店・君津支店・大佐和支店・いわね支店・東太田支店にて国税や交通反則金の納付が、その他の店舗では取次ができます。
国税タ・イレクト納付	電子納税 e-Tax によりパソコンで納付ができます。
貸金庫	簡単操作のプライベート金庫
国債の窓口販売	個人向け国債の窓口販売
保険窓口販売	長期火災保険、債務返済支援保険、年金払積立傷害保険、個人年金保険、医療総合保険、終身保険の窓口販売

その他に、外国為替業務(取次業務)、有価証券の貸付業務、債務の保証業務、地方公共団体の公金取扱業務、株式払込金の受入業務を取扱っております。



地域密着型金融の取組の状況

1. 地域貢献に関する経営姿勢

君津信用組合は地元の中小零細企業者や、住民の皆様が組合員となってお互いに助け合い、発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組合組織の金融機関です。

中小零細企業者や住民一人々の顔が見えるきめ細かな取引を基本としており、常に顧客（組合員）の事業の発展や生活の質の向上に貢献するため、組合員の利益を第一に考えることを活動の基本とし「金融を通じて地域社会に奉仕する」を経営方針としております。

また、地域社会の一員として当組合の経営資源を活用し地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取組んでおります。

2. 金融を通じた地域貢献

当組合の経営理念「金融を通じて地域社会に奉仕する」を基本とする経営方針にて営業活動を行っております。

本年度においては、中小零細企業をめぐる厳しい金融経済環境に鑑み、事業者の資金繰り支援のため、「プロパー融資」「千葉県信用保証協会付融資」を積極的に推進することにより、中小零細企業者への事業資金の融資に力を入れて参りました。また、千葉県や地元市町村の県制度・市町村制度融資を積極的に利用推進することにより、地域の中小零細企業者の皆様に対しまして、創業・新事業支援資金ならびに長期安定した事業資金の融資に努めました。さらに、融資商品開発ならびにリニューアルを行うことにより、地域の皆様のニーズにお応えできるよう改善を図っております。

【27年3月末までの貸出実績】

①県・市町村制度融資

334 件 2,296 百万円

②個人ローン

住宅ローン 423 百万円

消費者ローン 1,462 百万円

※事業性融資新規実行額

1,954 百万円

うち、プロパー融資 1,219 百万円

保証協会付融資 682 百万円

貸出先数・金額（27年3月31日）

単位：百万円

区分	先 数	金 額	うち設備資金	うち運転資金
事業者	1,812	31,882	14,095	17,787
個人	7,719	38,557	30,798	7,759
(内住宅ローン)	—	(17,145)	—	—
(内消費者ローン)	—	(5,956)	—	—
地方公共団体	4	1,065	199	865
合 計	9,535	71,506	45,093	26,412

3. その他のサービス活動

(1) なの花会（年金友の会）

- ・なの花会は、当組合で年金を受取っている方の親睦と充実した生活のお手伝いをするため昭和59年から順次、全店で組織化され、会員数は現在 8,452 人（27年2月末現在）となっております。
- ・会員の皆様の楽しいふれあいの場として、旅行、グラウンド・ゴルフ、カラオケ、生け花、舞踊等を行っております。

カラオケについては、お気軽にご利用いただけるように全支店（中央・富津・鋸南除く）

に通信カラオケ DAM を設置しています、収納曲数 50,000 曲、是非ご利用ください。

- ・グラウンド・ゴルフは、各店での大会に加え、毎年 10 月に全店大会を実施しています。
- ・店ごとの企画で、日帰りあるいは一泊の「なの花会旅行」を実施しております。
- 詳しく述べは、お近くの営業店にお問い合わせください。

(2) きみしんニュービジネスクラブ

会員の皆様に(株)ベンチャーリング及び千葉県産業情報ヘッドラインのビジネス情報を提供しております。また、定期的に情報誌をお届けしております。

その他企業経営をサポートする「サクセスネット」に登録しておりますので、新たなビジネスチャンスのきっかけにご利用ください。
〈詳しく述べは窓口まで〉

(3) 一般情報提供

- ・情報誌「ボンビバーン」の提供

「暮らしたのしく人いきいき」のサブタイトルどおり、旅行・年金・税金・健康等の暮らしに必要な情報を提供しています。

(4) ホームページ

URL [\[http://kimishin.jp/\]](http://kimishin.jp/)

・各種サービスのご案内など、きみしんの情報満載です。ぜひご覧ください。

(5) お客様相談室

お客様からのご要望にお応えするため「お客様相談室」を設置しております。

信用組合業務に関してお困りのことや、当組合へのご意見、ご希望がございましたら遠慮なくお申し出ください。

電話番号 0438-20-1122 受付時間 平日 午前 9:00 より午後 5:00

また、匿名でのご意見等は各店窓口に「お客様ご意見箱」を用意しております、ご利用ください。

(6) 文化的、社会的貢献活動 《地域貢献プログラム》

- ・「かずさジュニアオーケストラ」定期演奏会協賛

平成 26 年 8 月 30 日 会場 かずさアカデミアホール（観客数 600 名）

- ・「しんくみの日週間」 献血運動実施

平成 26 年 9 月 30 日 参加者 お客様・役職員 合計 44 名

- ・第 12 回きみしん「なの花会」グラウンド・ゴルフ大会 10 月 4 日 選手 204 名参加

- ・第 35 回海外旅行

「圓山大飯店」と「加賀屋」で過ごす麗しの台湾 3 泊 4 日の旅 10 月実施

- ・「ちばアクアラインマラソン 2014」給水所ボランティア

平成 26 年 10 月 19 日 （選抜職員 74 名）

- ・きみしん地域貢献プログラム Vol.9

「かずさジュニアオーケストラ フレンドコンサート 2014 秋」開催

平成 26 年 11 月 9 日 会場 イオンモール木更津サウスアトリウム広場

- ・なの花会設立 30 周年記念事業「税務・医療講演会と歌謡ショー」開催

平成 26 年 11 月 20 日 会場 木更津市民会館中ホール（観客数 426 名）

- ・「きみつ少年少女合唱団」定期演奏会後援 平成 26 年 12 月 21 日 君津市民文化ホール

(7) お客様アンケートの実施

お客様が、日頃感じている“きみしん”へのご意見・ご要望等について広くお伺いし、その結果を今後の組合経営に活かすことで（53 頁をご参照ください）、より一層お客様にご満足いただくことを目的として、お客様アンケートを実施しました。お取引いただいているお客様から 3,000 名をランダムに選ばせていただき、うち 732 名にご回答いただきました（回答率 24.40%）。

本アンケート調査の結果を下記に開示するとともに、ご協力いただいた皆様に感謝申し上げます。なお、「お取引店の総合的な満足度」においては、「良い・やや良い」という回答が 75.92%、これを含む「普通」以上の回答が 98.71%、「悪い・やや悪い」が 1.28% でした。“きみしん”では、お客様からのご意見・ご要望を真摯に受けとめ、更に便利に快適にご利用いただけますよう改善に努めてまいります。

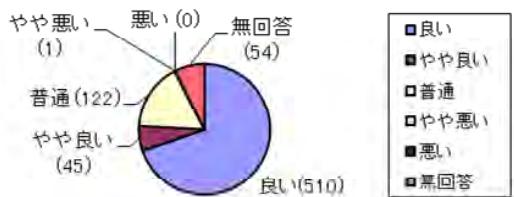
また、本年度も「お客様アンケート」を実施いたしますので、ご協力をお願いいたします。

①名刺裏面等に記載されている
コンプライアンス向上への取組みをご存知ですか



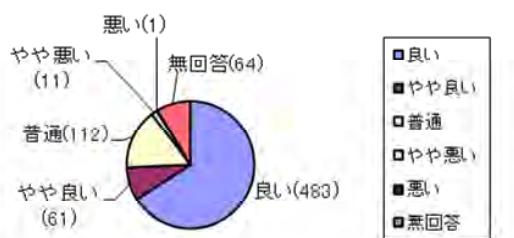
- ・59%の認識率でした。（無回答、見る機会がなかった除く）更に高めるよう努めます。

③店舗およびATMコーナーは
清潔で整理整頓されていますか



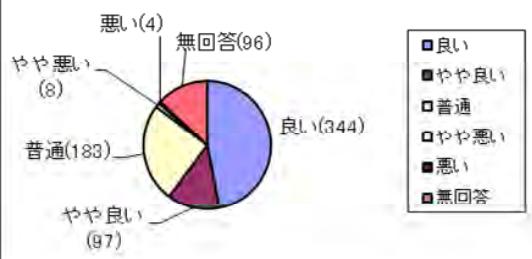
- ・良い、やや良いが81%、普通を含めると99%の高い比率でした。（無回答除く）

⑤営業職員は時間や約束を守っていますか



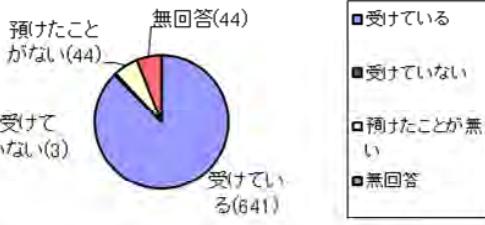
- ・良い、やや良いが81%の高い比率でした。
普通を含めると98%です。（無回答除く）

⑦商品説明など適切で分かりやすいですか



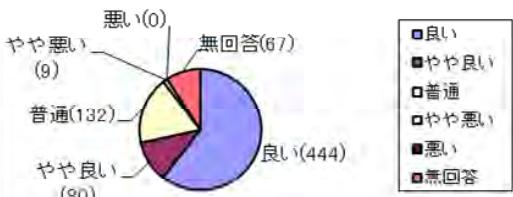
- ・良い、やや良いが69%の比率でした。
普通を含めると98%です。（無回答除く）

②受取書の発行を受けていますか



- ・99%超の高い結果でした。（無回答、預けたことがない除く）

④窓口は顔を上げて
明るい挨拶でお迎えしていますか



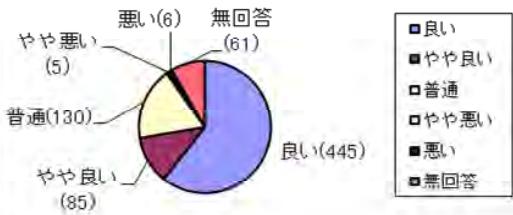
- ・良い、やや良いが78%の高い比率でした。
普通を含めると98%です。（無回答除く）

⑥営業職員の身だしなみや態度、
言葉づかいはいかがですか



- ・良い、やや良いが75%の高い比率でした。
普通を含めると98%です。（無回答除く）

⑧ご相談・ご質問に対し
誠意をもって対応していますか



- ・良い、やや良いが78%の高い比率でした。
普通を含めると98%です。（無回答除く）

第53期通常総代会のご報告

平成27年6月29日午前10:30より本店4階大ホールにて、第53期通常総代会が開催され
下記の議案が説明、審議を経て承認されましたことをご報告いたします。



議決事項

- | | |
|-------|--------------------|
| 第1号議案 | 第53期 剰余金処分案承認の件 |
| 第2号議案 | 第54期事業計画並びに予算案承認の件 |
| 第3号議案 | 定款の一部変更の件 |
| 第4号議案 | 組合員除名の件 |

総代会の仕組と役割

・総代会制度

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員 28,040 名（平成 27 年 3 月末）と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剩余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要な事項に関する審議、決議が行なわれます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

・総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規程に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

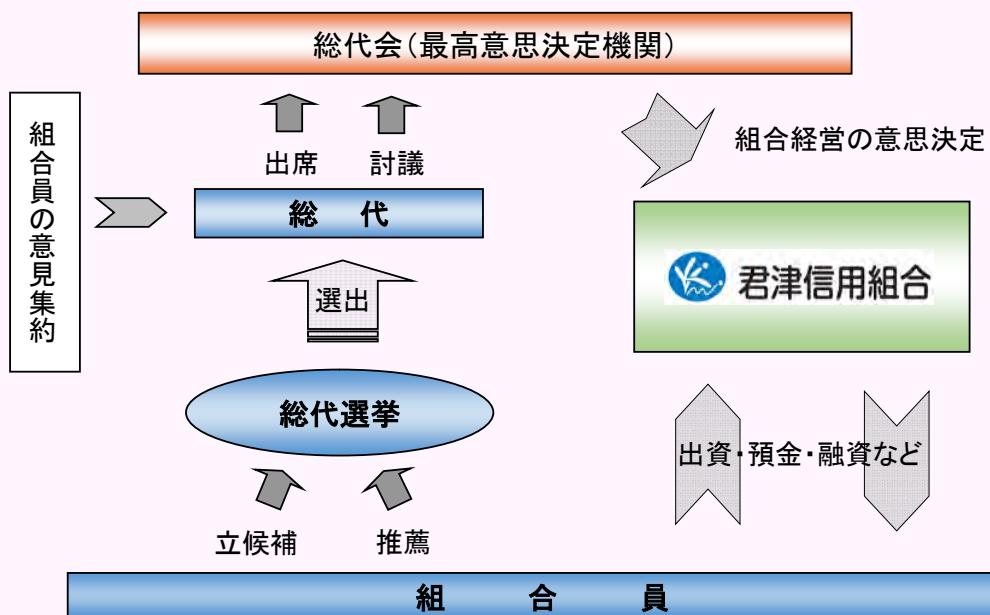
(1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規程等に則り、各地区（選挙区）毎に自ら立候補した方もしくは地区（選挙区）内の組合員から推薦された方の中から、その地区（選挙区）に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。なお、総代候補者（立候補者、（推薦を含む））の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者（立候補者（推薦を含む））を当選者として選挙は行っておりません。

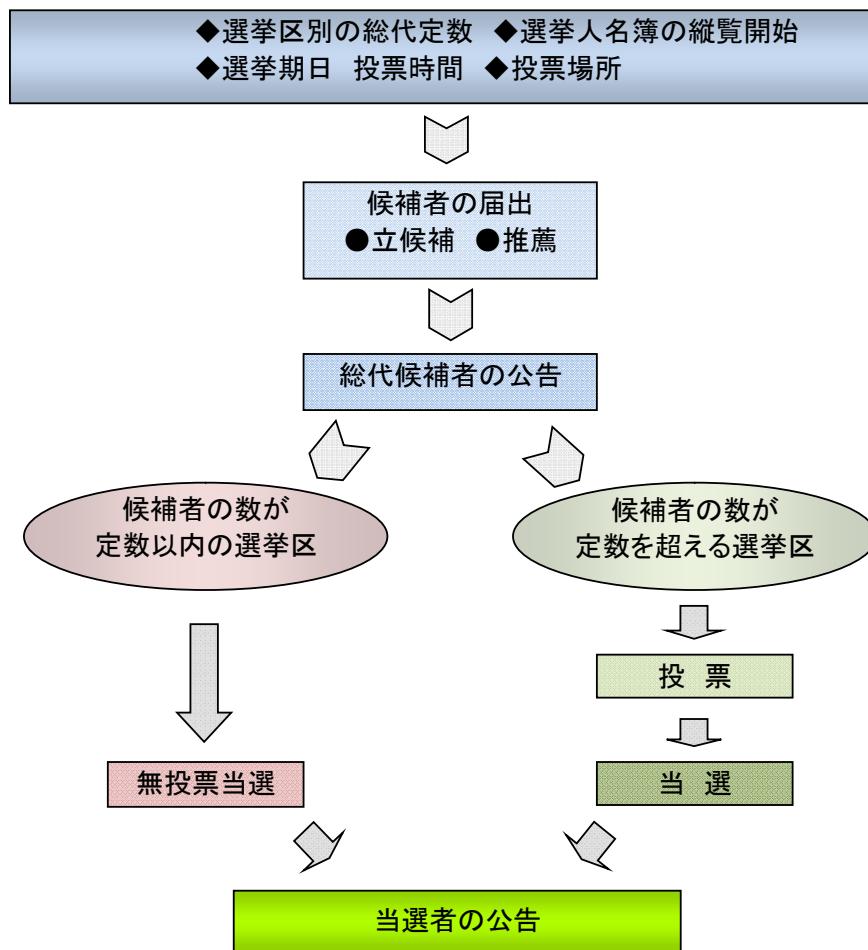
(2) 総代の任期と定数等

任期は 3 年となっております。なお、当組合は地区（選挙区）を 6 つの区に分け、総代の選出を行なっています。総代の定数は 100 人以上 130 人以内です。地区別の定数は、地区的組合員数と総組合員数の按分比を踏まえて理事会で決定しています。

現在の総代は 125 名で任期は平成 25 年 4 月 1 日～28 年 3 月 31 日までです。



総代選挙までの手続き



利用者の声を踏まえて経営改善を行った事項

改善項目

- ① 見やすくご利用しやすいWebサイトを目指してホームページをリニューアルしました。
- ② お取引画面を一新し文字を拡大するなど使い勝手の向上を図るため、「きみしんインターネットバンキング」を全面リニューアルしました。
- ③ 高齢者やベビーカー利用者も入店しやすいうように、君津支店の入口に段差解消スロープを設置しました。
- ④ 大佐和支店でATMの混雑時に座ってお待ちいただけるように、ATMコーナーに椅子を配置しました。
- ⑤ 館山支店に無断駐車禁止の看板を2箇所設置することで無断駐車を抑止し、休日等にATMが利用しやすいうようにしました。
- ⑥ 東太田支店の店頭記帳台にスクリーンを、ATMコーナーに衝立を設置することで、落ち着いて記帳等ができるようになりました。

※当組合では、総代会に限定することなく、今後も、店頭設置の「お客様ご意見箱」、お客様相談室、電話や電子メール、アンケート調査、役職員による日々の訪問活動等を通して、組合員の皆様のご意見を経営活動に反映させるよう努めて参ります。

総代のご紹介

総数 125名(平成27年6月29日現在)敬称略

(第一地区 42名)		(第二地区 17名)		(第三地区 25名)		(第四地区 24名)		(第五地区 4名)		(第六地区 13名)	
青木一	1	石塚貴雄	2	青木孝行	2	在原誠	1	池田善久	1	池田要太郎	4
飯嶋和明	4	大野峻	1	青木龍一	1	池田和陽	6	里見吉英	1	石川光則	1
飯田明	4	大野達弥	1	雨笠利久	3	岡田實	1	高橋功	1	市野義之	3
石村比呂美	1	尾形敏夫	1	雨笠正昭	3	勝田文典	2	三宅邦弘	1	上山立男	9
石渡正明	1	北見洋司	10	池田敏	1	勝畑元宏	1			熊澤伸	1
石渡泰彦	1	剣持義明	2	石井時久	7	児玉浩正	1			佐久間清	4
井菅清志	1	坂井正視	4	石渡鋼	5	斎藤克己	2			佐野義雄	2
磯部君男	1	佐藤光一郎	3	井本義孝	1	齊藤良充	4			白幡賢	9
大津幸男	1	三幣薰久	9	榎本一角◆	◆	進藤武	1			角田吉夫	9
大森裕資	4	鈴木芳夫	6	大野幸男	9	進藤秀世	1			平田哲平	4
織本富之	2	戸波亮	1	鹿嶋克美◆	◆	鈴木仙之◆	◆			望月昇	9
勝畑竹俊	4	錦織勝男	3	加藤雄一郎	10	鈴木庸夫	1			安田信之	2
萱野文雄	1	保坂秀◆	◆	刈込八束	2	津田範彦	1			渡辺章	9
北見一幸	1	松崎哲也	1	楠幸雄	11	露崎信夫	2				
國吉俊夫	1	松田芳己	3	見本泰作	10	鶴岡満	9				
古泉多嘉夫	1	森弘男	1	白石幸久	5	内藤芳夫	5				
小島國利	3	和田宏視	2	鈴木裕士	2	中山博夫	5				
近藤雅文	4			中山秀雄	1	並木耕一	2				
齊藤儀平	4			錦織好郎◆	◆	正岡英希	3				
齊藤阜	2			平野勝利	2	増田秀夫	1				
佐久間誠増	2			平野忠男	2	御園生栄次	3				
庄司基晴	1			平野照和	5	矢田高裕	1				
白石光重	2			藤倉均	2	吉田浩幸	1				
鈴木克己	3			森田博司	1	渡邊薰	2				
須田忠充	2			渡辺務	2						
武井千尋	2										
武内佐一郎	3										
出口康博	1										
富所勝善	3										
豊田文智	5										
林健一	1										
平井譲二◆	◆										
平戸誠一	2										
平野民子	1										
前田利弥	1										
松田紀道◆	◆										
水野幾雄	2										
宮寺弘正	3										
山岡邦彦	1										
山村俊哉	2										
若林一	3										
渡邊元貴	3										

(注1)氏名の後に就任回数を記載しております。

(注2)就任回数が10回を超えている場合は◆で示しております。

役員等の報酬体系

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事及び監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。 a. 決定方法 b. 支払時期

(2) 役員に対する報酬

(単位：百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	68	110
監事	11	20
合計	80	130

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事11名、監事3名です。

注3. 上記以外に支払った役員賞与金は理事4百万円、監事1百万円であり、役員退職慰労金は理事のみ0百万円です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号) 第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、平成26年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は、平成26年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。

地域貢献プログラム

かずさジュニアオーケストラ
フレンドコンサート 2014 秋



きみつ少年少女合唱団
クリスマスコンサート



しんくみの日週間
献血運動



感謝状

君津信用組合様

貴団体 多年にわたり本県
献血の推進に協力されその
功績 誠に多大であります
よってここに深く感謝の意を
表します

千葉県知事 森田健作

なの花会
グラウンド・ゴルフ大会



第35回きみしん海外旅行
「圓山大飯店」と「加賀屋」で過ごす麗しの台湾



**なの花会設立 30 周年記念事業
「税務・医療講演会と歌謡ショー」**



館山市と連携の協定書 十項目で協力 君津信用組合が締結

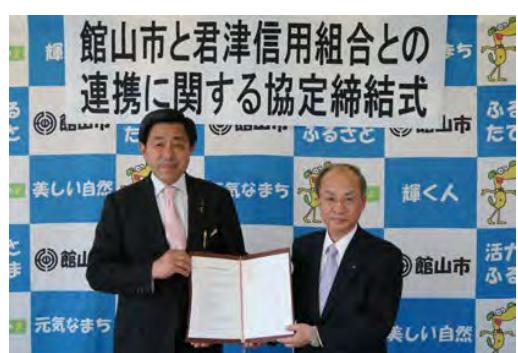
君津信用組合（宮澤義夫理事長、本店・木更津市潮見）は、三月二十七日（金）、館山市役所において、館山市（金丸謙一市長）と連携に関する協定書の締結を行なった。

同組合においては、二月二十六日の鋸南町との協定に続くもので、政府が推進する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」で行政と金融機関等が一体となった取り組みへの整備が求められていることから、営業区域の七市一町と連携を進めているもの。同協定は、相互に緊密に連携しながら双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、館山市の地域社会の発展と地域経済の活性化、及び市民サービスの向上に資することを目的としている。

君津信用組合と館山市は、これらの目的を達成するため、十の事項について連携し協力する。

今回の協定書締結に際し、宮澤義夫理事長は次のようにコメントしている。

「館山市とは、“高齢者見守り事業協力に関する協定”を平成二十五年度に締結しているが、今回は地方版総合戦略を踏まえた幅広い協定内容となっている。当組合は、地域金融機関ならではの市民に密着した目線による提言や組織的な活動により、館山市の地域社会の発展と地域経済の活性化に積極的に貢献していきたい。」

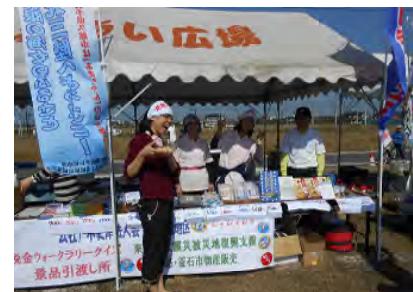


（写真は協定書を締結した、右・宮澤義夫理事長と金丸謙一館山市長）

【「平成 27 年 4 月 2 日（木曜日）新千葉新聞」より転載（一部省略）】

ボランティア活動

「少しでもお役に立てればと 地域の活動のお手伝いをしています」





当組合のボランティア活動が平成27年4月3日のニッキン(日本金融通信社)の記事で紹介されました。



理事長ら役職員が企画運営面で
祭りを盛り上げた（上総更級公
園周辺）

君津信用組合（宮澤義夫理事長）が取り組む地域貢献プログラムが定着し、5年を経た2014年度は70回を超えるボランティア活動を行った。奉仕を通じて職員の社会教育や人間形成も目的の一つ。営業店ごとに工夫した地域に根ざした活動に力を入れている。同プログラムでは、従来の一斉清掃活動な

どから「眞のボランティア」を目指し、地域や顧客の特性・要望に応じた営業店ごとの活動を練り、近隣店舗や役員を含めた本部職員にも参加応援を呼びかけて実施。年5～6回活動する営業店もあり、全15店舗ながら年間で70回を超える取り組みになっている。

眞のボランティアの

君津信組

地域貢献プログラムが定着 年間70回超える奉仕活動

職員の社会教育の一環

つた病院や介護福祉施設でのイベント、フェスティバルでの設営・運営なども多い。あるボランティアでは70人の募集枠に対し、倍近く応募があったこともある。うわさが広まり、新たに依頼を受けることも多いという。

主参加型に。宮澤理事長は自ら22歳の時から18年間取り組んできた社会奉仕の経験を通して、「眞のボランティア」に参加し、「眞のボランティア」が学校教育や家庭教育の不足を補い、人間的に成長させてくれる」と話す。活動内容は、イベント時の警備からマラソン大会の給水所など幅広い。信組が中心とな

振り込め詐欺防止への取り組み

“きみしん”では

その振り込み、待った！

を合い言葉に 振り込め詐欺被害の防止に努めています。

ポスターやチラシ、ATMコーナーや窓口での積極的な声がけによる注意喚起に努めています。また、お客様に気付いて頂くツールとして「振り込め詐欺防止チェックシート」での確認をお願いしています。このような活動により、平成26年度は、7件の振り込め詐欺を未然に阻止することができました。



東太田支店(26年7月)



東太田支店（27年3月同日2件）
ぎおん支店（27年3月上記と同日）



いわね支店（27年4月・5月）



君津支店（27年2月）



いつも ずっと あなたのそばに